

◎議 事 日 程 (第 3号)

平成17年 9月14日 (水曜日) 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (54名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 日 永 貴 章 君 | 2番 | 築 地 一 貴 君 |
| 3番 | 吉 川 三津子 君 | 4番 | 榎 本 雅 夫 君 |
| 5番 | 岩 間 泰 彦 君 | 6番 | 田 中 秀 彦 君 |
| 7番 | 村 上 守 国 君 | 8番 | 岡 本 敏 秋 君 |
| 9番 | 岩 田 豊 君 | 10番 | 後 藤 嘉 親 君 |
| 11番 | 田 島 長 生 君 | 12番 | 青 山 治 重 君 |
| 13番 | 真 野 和 久 君 | 14番 | 鬼 頭 勝 治 君 |
| 15番 | 杉 野 正 彦 君 | 16番 | 浜 本 七 重 君 |
| 17番 | 平 野 博 吉 君 | 18番 | 八 木 一 君 |
| 19番 | 近 藤 健 一 君 | 20番 | 小 沢 照 子 君 |
| 21番 | 井 桁 憲 雄 君 | 22番 | 後 藤 和 巳 君 |
| 23番 | 吉 川 靖 雄 君 | 24番 | 堀 田 清 君 |
| 25番 | 中 島 義 雄 君 | 26番 | 桜 井 敏 彦 君 |
| 27番 | 佐 藤 克 典 君 | 29番 | 加 藤 和 之 君 |
| 30番 | 黒 田 勝 一 君 | 31番 | 大河内 通 彦 君 |
| 32番 | 古 江 寛 昭 君 | 33番 | 祖父江 靖 君 |
| 34番 | 飯 田 正 之 君 | 35番 | 後 藤 芳 徳 君 |
| 36番 | 大 島 功 君 | 37番 | 大 宮 吉 満 君 |
| 38番 | 永 井 千 年 君 | 39番 | 黒 田 国 昭 君 |
| 40番 | 大 鹿 一 夫 君 | 41番 | 中 村 文 子 君 |
| 42番 | 伊 藤 典 之 君 | 43番 | 大河内 克 見 君 |
| 44番 | 加 藤 敏 彦 君 | 45番 | 加 賀 博 君 |
| 46番 | 宮 本 和 子 君 | 48番 | 横 井 滋 一 君 |
| 49番 | 石 崎 たか子 君 | 50番 | 伊 藤 米 郁 君 |
| 52番 | 渡 辺 治 雄 君 | 53番 | 佐 藤 勇 君 |
| 54番 | 太 田 芳 郎 君 | 55番 | 加 藤 正 利 君 |
| 57番 | 金 森 懿 市 君 | 58番 | 柴 田 義 継 君 |

◎欠 席 議 員（3名）

28番 佐藤 肇 君
51番 堀田 幸比古 君

47番 林 輝光 君

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 市 長 | 八 木 忠 男 君 | 教 育 長 | 青 木 萬 生 君 |
| 助 役 | 山 田 信 行 君 | 秘 書 室 長 | 水 谷 正 君 |
| 総 務 部 長 | 杉 山 政 男 君 | 企 画 部 長 | 石 原 光 君 |
| 教 育 部 長 | 八 木 富 夫 君 | 経 済 建 設 部 長 | 篠 田 義 房 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 若 山 富 士 夫 君 | 市 民 生 活 部 長 | 藤 松 岳 文 君 |
| 保 健 ・ 福 祉 | | | |
| 部 長 | 中 野 正 三 君 | 消 防 長 | 古 川 一 己 君 |
| 佐 屋 | | 立 田 | |
| 総 合 支 所 長 | 加 賀 和 彦 君 | 総 合 支 所 長 | 伊 藤 忠 俊 君 |
| 八 開 | | 佐 織 | |
| 総 合 支 所 長 | 飯 田 十 志 博 君 | 総 合 支 所 長 | 山 崎 敏 次 君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 辰 雄 | 議 事 課 長 | 服 部 秀 三 |
| 書 記 | 田 尾 武 広 | | |

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

皆様、おはようございます。

昨日まで大変御苦労さまでした。

御案内の定刻になりました。

本日は、28番の佐藤 肇議員、47番の林 輝光議員、51番の堀田幸比古議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（横井滋一君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の30番・黒田勝一議員の質問を許します。

○30番（黒田勝一君）

おはようございます。

今回も17名の方が質問されるということでございますので、手短かに質問を述べさせていただきます。

通告順に従って質問させていただきます。

まず第1番に、あいさつ運動ということでございますが、これは、私、6月にもお願いをいたしました。3ヵ月経過しておるわけでございますが、電話の応対だとか市庁舎全体の取り組み、意識向上をどのようにするかということでございます。

ただ単に人というのは、やりなさいという言葉だけではなかなか動きにくいだろうというようなことがございます。俗に「平凡の徹底が非凡に通ずる」という言葉があるわけでございますが、基本的に当たり前のことを当たり前にしようというのがこの世の中の動きだと思えます。先般6月にもいろいろな話をいたしました。天下のひとり勝ちトヨタ自動車、最近レクサスということで、市場のモデルを出したり、いろんな世界の市場をにらんだ車づくりを行っておるわけでございますが、その原点は、当たり前のことを当たり前にやろうというのがトヨタの志向の原点だというふうにお聞きしておりますし、それはそのとおりだろうなど。トヨタ自動車へ行ってみますと、例えば極端に言えば、役員から現場から、全部決められたルールをきちんとやっている。それが基本的には重なって、例えば1兆円の利益を出しているんじゃないだろうかというような感じがいたします。

ですから、基本的にやれやれと言うんじゃないし、どのような格好でこういう問題を進めているのかと。一つの例ですが、言葉でやってくださいと言うんじゃないし、職員の方がみんなそういうことをできるということなら、例えばチェックシートのマニュアルをつくって、だれが管理をしてだれがチェックしているなど。当面の間、意識が向上するまではそのような方法

があるんじゃないだろうか。そういう方法を行っているかどうかというようなことの状況の御説明をお願いしたいと思います。

2番目に、省エネ活動でございます。

これも再三、町の時代からお話を申し上げておるわけでございますが、電気代の節約だとか、コピー代の節約だとか、公用車のハイブリッド化というようなことでございます。これを少

しメモしてきたんで、そのメモを読みながら若干話をさせていただきたいことがございます。

4日ぐらい前の経済新聞に、東京電力が政府軽装運動でこのような結果を出したという記事が載ってございました。俗にいうクールビズでございます。ノーネクタイで国会運営をしているということでございます。その6月から8月までの結果が出ましたということで、電力量、当然庁舎でございますのでエアコンをかけておるわけでございますが、電力量でチェックしますと、6・7・8の3ヵ月間で74万キロワット減少したというような記事でございます。ただ、74万キロ減少したということだけでは私たちもぴんときません。すべて世の中はお金で動いておりますので、金額で換算するとどのくらいの金額になったんだろうというようなことが記事には書いてございませんでしたので、財団法人 省エネルギーセンターというものがございます。これは省エネのホームページで見れば出てくるわけでございますが、省エネのホームページで見まして、大体民間の普通の御家庭で1世帯当たりが月にどれだけ消費されて、どれだけの電気代を支払っているかというようなことでございますが、それはたまたまこの記事は東京でございますが、ホームページによりますと、月に470キロワット、金額で1万340円、これが平均だそうです。ざっとこの金額が出ましたんで、あとは計算は簡単でございます。計算をしますと、6月から8月までに何と1,600万ぐらいの金額が経費削減になっているということでございます。月に直すと500万。これがじゃあどのような結果になったかということだと、もちろんこれはCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の排出量も2万7,400トン減少したというような記事が載ってございました。ただ問題は、各機関が何をやったかということでございますが、室温、ノーネクタイ、軽装運動で、結果をはかりましたら、平均1.4度、昨年より温度が高くなったと。たかが1.4度温度を高めることによって、例えばこういう軽装活動、もちろん愛西市もやっておるわけでございますが、それによってこれだけの効果金額が出ているということが現実でございますので、その件を含めて、愛西市は本庁・分庁方式で行っておるわけでございますが、今まで私たちは町村単位でございました。町村一つより、四つの庁舎を抱えて、職員の方も500何名おるわけでございますので、そこら辺の皆さんの意識だとか、そういうものが電気代だとかコピー代だとか、公用車のハイブリッド化ということも書いておるわけでございますが、そこら辺の計画があつて、どんなふうに取り組んでいるかということをお聞きしたいということでございます。

最後になりました。夏祭りでございます。

これは、合併したばかりでございます。各町村単位で行事計画が組まれておりました。それを愛西市に移行になってから、各町村単位でいろんな夏祭りの行事をやりました。非常に莫大

なお金を使って行事が行われておるわけでございます。一つは、佐織町の納涼祭りにいたしましても、金額が1晩で650万ぐらいの費用を使っていると。あとほかに各分庁関係で町村でいろんな市のお祭りをやっている。これも先回、一本にまとめて何とかできないかというようなお話をいたしました。基本的に住民の皆さんに、これは一部でございますが、お聞きしますと、愛西市として、水を流すとか、環境の問題だとか、いろんなテーマで取り組んでおるわけでございますが、一番いいのは、一つの例でございますが、河川敷を使った花火をやるというようなお話も出ております。昨今、津島では、いつも私たちも津島のお祭りを楽しみにしておるわけでございますが、二、三年前から、ハウスの迷惑だとか、いろんなことがかかって、花火が上へ上がりません。花火が上へ上がらずに、下でどンドンやっているだけで、音だけ聞こえるけど、空を眺めてもきれいな花火が見えないねというような現状でございます。やっぱり花火というのは、一番上へ上げて、ああきれいだなあというようなことで見るのが昔からの見方があるわけございまして、非常に寂しいなあという感じがしておるわけでございますが、そこら辺の四つの経費を合わせると、そういうものが一つまとめてできるのかできないのかということは、今から計画していく必要があるんじゃないだろうかというふうに思っておりますので、この3点を質問させていただきます。あとは席に戻って質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

黒田勝一議員の質問にお答えをいたします。

6月にもお尋ねがありました職員の接遇、あるいは電話対応の仕方などのチェック、あるいは取り組みはどうかということであります。

6月の折にも申し上げましたが、過去自分の経験の中で、職員一人ひとりが自覚を持たないと、私が100回、するんだと、頼むと、してくださいと言ったところで、個人個人の認識が一番大事ということも訴えをしてまいりました。職員の服務確認事項ということで、12項目にわたって、全職員に御指摘いただいたような内容を確認事項として配付をし、その後、それぞれ部課長、管理職の責任のもとで指導・チェックということも、幾度となく会議でも伝えてきているわけでありまして、そんなことでこれからも徹底をしてまいりたいと思っております。一昨日、こうした質問をいただいているにもかかわらず、本庁で6時ちょっと前にお先にと帰ろうとしましたら、中でたばこを吸っているわけです。もう血圧がどれぐらい上がったかわかりませんが、本当にそうした態度があるわけでありまして、自分の指導力不足を痛感したところでございます。ですから、一層今御指摘をいただきました点につきましても、今後厳しく指導・管理をしてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、光熱、あるいは消耗品、これも以前、佐織時代にそんな御指摘もいただきまして、新しく合併をしたわけでありまして、個々の庁舎、あるいは公共の施設の内容、維持管理的なところは多少違うかもしれませんが、ほぼそれぞれの施設で同じような流れとなっていることを考えますと、この7月から各庁舎の水道、あるいは電気、あるいはコピーなどなど、そうし

た節約の手だてをしてまいり、1年間のトータルを見ながら次年度に向けて目標値を設定し、プランをつくりながらそれぞれ進めてまいりたいと思っております。そんなことで、今後この節約については進めてまいります。公用車のハイブリッド化、これも3庁舎で今1台ずつ、本庁舎、八開、佐織庁舎、それぞれで1台ずつ確保しております。このハイブリッド化は、もう他の自治体でも進められている状況を掌握しておりますし、今後、買いかえなどを見ながら、導入の考え方で進めてまいりたいと思っております。

続きまして、夏祭りについてであります。

これも幾度となく過去質問もいただいてまいりました。今般の納涼祭り、盆踊り大会など、皆様方それぞれの地区でもお出かけをいただいて状況を見ていただいたと思うんであります。開催内容についても十二分に検討して、おっしゃっていただきました。歌謡を含んでなのか、そうでなくて、踊りだけで、順番を決めてもまだ踊り足りないという地区もあるようであります。そんなことを関係の団体の皆さん、あるいは推進協、それから実行委員会などなどの皆さんに十二分に御意見などいただきながら、新年度に向けて決定してまいりたいと思っております。今、自分の考え方の中でも、この4地区を全部回らせていただいて、状況を見せていただいて、市民、住民の皆さんの融和の本当にいい場面もを見せていただきました。踊りだけとするならば継続してもいいんじゃないかというようなことも、ふと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

### ○30番（黒田勝一君）

はい、ありがとうございました。

さっきのあいさつ運動でございますが、各本庁、分庁によってかなりの格差があるかと思っております。より一層の、さっきの市長の御答弁ではございませんが、徹底されて進めていただくようお願いしたいというふうに思います。

それから省エネの活動でございますが、一番私たちが思っておるのは、やっぱり目標値をきちんとおやりになるというような御答弁がございました。目標値も高い目標値ほどいいわけでございますが、基本的にやれる目標値を設定されて進めていただいて、例えば今回はいろんな資料不足ということがあろうかと思いますが、資料をつくっていただいて、その資料を来年どのように活用していくかというような取り組みを行っていただきたいと思っております。

それから、夏祭りについては、やっぱり人を集めるというような一つのこともあろうかと思っておりますが、イベントも大事なのかなあというような感じもしております。ふるさとへ皆さんが帰ってきたときに、本当にふるさとが毎年同じような行事をやって、皆さんが心が和むというような環境で夏祭りを遂行していただきたいというふうに思います。

御答弁は結構でございますので、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

### ○議長（横井滋一君）

30番・黒田議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の1番・日永貴章議員の質問を許します。

## ○1番（日永貴章君）

通告に従って質問をさせていただきます。

質問内容は、施設管理を今後どのようにしていくのかということです。

早いもので、合併し、愛西市がスタートいたしまして半年がたとうとしています。この合併は、財政難を第1の理由として行われたと私自身は理解しております。しかし、現在行われている行政サービスにつきましては、低下したものの、向上したものがございいますが、トータルのには財政難を感じさせないようなサービスが行われていると感じております。しかし、このサービスがいつまで続けられるのかとても不安を感じます。箱物をつくらず、社会保障、つまり福祉サービスの充実、そして住民の求めるサービスを続けることが住民にとってはとてもよいことであると思えますし、大切なことであると私自身も感じております。しかし、サービスを続けていくにはそれなりの財源が必要であるということも理解しておかなければなりません。今がよければよいという行政運営ではなく、これから2007年問題など、少子化による生産能力の低下を含め、将来を見据えた健全な行政運営をしていただくよう、行政当局にお願いいたします。

そんな中、現在、愛西市が管理している施設は、旧4町村の管理していた施設を引き継ぎ、その数は学校施設以外で約50施設あり、平成16年度決算分で約5億円程度の施設管理費がかかっていると思えます。現在も一部で導入されている指定管理者制度を今後も拡大して、施設管理を行っていく考えかとは思いますが、費用対効果、利用者数などを含め、さまざまな考え方もあると思えますが、現状のこの施設管理に対して行政側の現在の認識と、今後どのようにして施設管理を行って、そして活用していくことがよいと思われているのかを、来年、再来年という考えではなく、長期的な方向性をお聞かせください。以上です。

## ○総務部長（杉山政男君）

では、日永議員の御質問にお答えさせていただきます。

本来、公の施設は、住民の福祉を増進するものであることは御存じのとおりだと思います。合併により大変多くの施設がございすけれども、多額の維持管理費が費やされていますことは、今、日永議員がおっしゃったとおりでございます。先ほど黒田議員の御質問でもお答えさせていただきましたように、今、施設をすぐなくするというわけにはいきませんので、まず経費の削減に対しては、先ほど申し上げましたエコプランを定めまして、省エネ、省資源を目指して、少しでも経費削減に努めていきたいと考えております。

また、先ほど出ました18年9月までに公の施設管理委託を、直営方式とするか、それとも指定管理方式に移行させるかという二者択一の決定をしなければなりません。このような状況の中で、エコプランにせよ、指定管理者制度にせよ、当該施設の設置目的を効率的・効果的に達成することによって経費の節減に努めていきたいと考えます。

また、施設の活用につきましては、利用者が少ない施設につきましては、その原因をそれぞれの担当部署で究明いたしまして、改善に向けて努力していきたいと考えております。以上でございます。

## ○1番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございました。

現在管理している施設に対しては、先ほども部長さんがおっしゃいましたとおり、なくすことはできない。目的外使用や民間への転売ができずに、将来的にもこれらの施設は市が管理していかなければならず、先ほども申しましたとおり、1年に約5億円の施設管理費がかかるということですので、答弁もいただきましたが、さまざまな角度から施設管理費の圧縮に努めていただきたいと思いますし、住民の方々にも理解できる人的施設管理、そして財政的施設管理をお願いいたします。

そして市長に1点お聞きいたしますが、今よく聞きます、先ほど私も申しましたが、費用対効果、そして施設に対する利用者数でございますが、これらが今、愛西市になりましたが、持っている施設はあくまでも旧地区で必要であると思われて建てられたものであると思いますので、それぞれの地域の方々への費用対効果、地域の方々の利用状況の現状を、全体的に現状のままでよいと思われているのか、検討していかなければならないと感じておられるのか、もし検討を感じておられるのであれば、将来どのようにしていきたいのかをお聞きして、質問を終わらせていただきます。

## ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

本当に多くの施設がありまして、管理費も膨大な数字になっている、御指摘のとおりであります。しかしながら、住民サービスといいますか、市民の皆さんへのサービス低下も招かないようにということで、使用者の少ない施設もあることも掌握をしております。そうした維持管理につきましても十二分に精査しながら、今後、将来に向けてでき得る既存の施設も活用しながら、考え方の中ではそうした考えで進んでまいりたいと思っておりますけれども、少人数利用だから、その施設を統合・廃止というようなとらえ方も十二分に検討、見きわめながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

## ○議長（横井滋一君）

1番・日永議員の質問を終わります。

次に、通告順位3番の49番・石崎たか子議員の質問を許します。

## ○49番（石崎たか子君）

議長のお許しを得ましたので、2点について質問をいたします。

質問の第1点目は、平成18年度に向けての市財政についてです。

4月、愛西市へ合併以来、はや6ヵ月目に入りました。市長も御就任されて3ヵ月が過ぎました。毎日慌ただしい日々を送られていることとお察しいたします。私どもの地域の盆踊り行事にまで花を添えていただき、深く感謝もいたしております。住民も親しくごあいさついただく市長を目の当たりにして、大変喜んでくれました。ありがとうございました。

さて、この愛西市が誕生して5ヵ月間に、住民からの意見がたくさん出ております。多くは合併協で合併前の机上での話し合いで決まったものについて、実際合併して、市民が日ごろ感

じたものの意見ということになろうかと存じます。まだまだ合併して日が浅いからと質問を躊躇いたしましたが、もうすぐ平成18年度予算のヒアリングが始まってまいります。とりあえず平成18年度へ向けての市長の御見解をお尋ねしたいと思います。

まず、機構改革の一環となるかと存じますが、分庁方式と総合支所方式の併用の複雑さを住民から言われております。例えば福祉部門や下水道等については居住している総合支所の窓口で用件は済みますが、込み入ったことや具体的な事項になりますと、その担当部署のある庁舎に出向かなければなりません。そのため住民は戸惑われており、改善してほしいの声を聞いています。また、組織・機構の中身のわからない人からは、ある庁舎の職員数の多さも指摘されました。反対に市役所では待たされたとの苦情も耳にいたしております。経費の節減等も先ほども質問が出ましたが、それぞれ言われております。私も感ずるところがありますが、市長は、この3ヵ月間でいかに感じておられるか。また18年度に向けては、きのうも一端お話をお聞き賜りましたが、その思いもお尋ねしたいと思います。

1日付で津島市が平成6年度からの財政改革行動計画を発表しており、市は有識者による市財政改革推進会議を設け、その提言をもとに行動計画をまとめられたようでございます。まさに腹帯を締め直す、いやそれ以上に厳しい計画だと思えます。愛西市でもぜひ財政改革検討、または推進委員会などの設置を真剣に考えていかなければならないと存じますが、市長のお考えをお聞かせください。

合併をしてから役所に来て市民が一番感じられていることの一つに、職員さんたちの活気のなさでございます。旧4町村の方々が気心がわからず、遠慮され、本来の精気を出し切れていないのではないかと存じますが、先月、福島県東白川郡矢祭町の様子をテレビで放映いたしました。ここは、合併しないかわりに、職員さんたちが執務時間外に町の整備や草刈りを引き受けたり、役場へ用事のある人の用件を引き受けたりされておりました。その職員さんのひたむきさにこたえて、住民もサポーターとして町を助け、お互いに経費の節減に努力をされている様子にとっても感動いたしました。数億円の経費節減とのことでございます。こんな市町について、市長の受けとめ、何かあれば、これもお聞かせ願いたいと思えます。

次に、不納欠損については、旧佐屋の折には1,900万強ぐらいと記憶しておりますが、市では今どのくらいあるのかお尋ねいたします。社会情勢がますます厳しくなる折、対処方法は現在どのような形で行われているのか、お知らせください。

続きまして2点目は、災害に対する防災対策についてお尋ねいたします。

あす起きてもおかしくない東海地震に備えては、平成15年12月にこの地域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されました。東南海・南海地震は、今世紀前半に紀伊半島から四国にかけての広い範囲で発生する可能性があり、両方の地震が同時に起こり得るかもしれないとでございます。去る8月28日には愛西市の防災訓練がありました。特にこの地区は軟弱な地盤であり、一抹の不安を抱いています。今、アメリカでもハリケーンが猛威を振るい、大変な被害が出ております。ルイジアナ州ニューオーリンズには、ミシシッピ川とポンチャートレーン湖に挟まれた、いわゆる海拔ゼロメートル地帯とか、救済を待っている人たちの姿が放

映されておりました。この地区とダブらせ、人ごととは思えません。地震の脅威もですが、台風も雨や風の被害も心配です。この地域に対しての市長の見解をお聞かせください。

6月議会では、旧立田が自主防災についてはまだ結成されていないとのことでした。旧立田以外、現在、他地区では全部結成済みでしょうか。この自主防災、多くのところは、その年の班長さんが充て職のようにそれぞれ救護班、救済班を決められておるようです。役職を専門的にやったださればいいのですが、毎年かわられてしまいます。自分たちで自主防災をやらなければならないんですが、毎年訓練はするのですが、今後、何か推進するのに得策があればお尋ねをいたします。

また、以前から種々問題がありました消防団については、旧4町村の取り決めはされておりましたが、今後の対応についてどのようになるのか、消防長にお聞きいたします。

先日、消防年報をいただきましたが、現在の愛西市では、防火用水と消火栓の数はそれぞれ充足数に達しているかどうか、お尋ねいたします。

以下、自席で質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

石崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、18年度に向けての考え方はでありまして、御指摘いただきました、今までの合併後の分庁方式ということで、市民の皆さんにも不便をおかけしていることも感じているわけですが、それぞれの分野におきましてどちらへ行っていたか、あるいはそうした証明・申請の窓口もどうしていただくかということは、できるだけ不便をかけないように各庁舎に総合支所を設けて手続ができるようにしているわけですが、その内容によっては、どうしても管理庁舎の方へ出かけていただかなくてはいけない内容もあるやに聞いております。できるだけ総合支所で対応するべく今後も指導をしまいとありまして、市民の皆さんにも周知案内の徹底などをPRしてまいりたいと思っております。これも会議や打ち合わせなどでそれぞれの庁舎での会議となっております。そんなことで、今までの状況より遠くお出掛けをいただかなくてはいけない場面場面も多くあるわけですが、御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

職員体制につきましても、お待たせをする時間、あるいは住民の皆さんとのコミュニケーションがうまくいかなかったという内容についても聞いているわけでありまして、できるだけそうしたことのないよう見直しを図ってまいりたいと思っております。

御指摘をいただきました行政改革検討推進委員会などの考えはということでありまして、これも大事な、私ども今後進めていく行政課題の一つだと考えておりますので、この点につきましては、私を初めとしまして、部長級以上で行政改革の推進本部を立ち上げ、研究部会などを設置しながら素案の作成に向けて検討を進め、市民の皆さんの参加をいただき、行政改革推進委員会を設立してまいりたいと考えております。市民の皆さんの参加の声をこちらにいただくべくお願ひをしてまいりたい、そんなふうと考えているところであります。

そして矢祭町のお話ありがとうございました。もうこれも皆さん方、過去、合併についての経過の中

で、いろいろこの町についての内容は御存じかと思えます。人口が7,000人、職員数は81名、そしておよそその年間の予算は31億円ほどというような状況で、その中の6割は交付税、その他の資金で賄っていると、援助で賄っているということでもあります。ここの町長さんの考え方で、合併はしないと、自分の町だけでみんなで協力して進めていこうということでもあります。確かに私どもの地域の環境とは違うわけでありまして、この町はこの町で選択されましたし、私どもも合併をして、一層節約・節減、そして今までの4地区をまとめながら力をつけていこうということでもあります。御指摘いただきましたそれぞれの意識改革の中でも、先ほど黒田議員さんにもお答えしましたが、一層そうした意識改革も進めてまいりたいと思っております。こうしたことも今後も勉強しながら、他のこうした先進の状況も勉強しながら進めてまいりたいと思っております。

次に台風・地震などの防災の点であります。ハリケーンのあの状況も定例会の冒頭でも申し上げました。本当にミシシッピ川、あのあたりの状況は、私どもの伊勢湾台風そのものの、地域の大きさははるかに向こうが大きいわけでありまして、川があり、そしてゼロメートル地域でありということで、本当に似ているわけでありまして、まさに伊勢湾台風のあの惨事を思い出すかのような状況であったことも報道がされているわけでありまして、いつ私どもの地域にまた今までにないそうした災害が起き得るかもしれません。御指摘いただいた点につきましても、河川の整備など、私どもの地区には、鵜戸川、日光川、あるいは目比川、佐屋川、筏川などなどたくさんあるわけでありまして、そうした河川の整備も、今後、県・国当局にも整備をお願いしてまいりたいと思っております。

他の内容につきましては、担当より答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（杉山政男君）

不納欠損についてでございますけれども、不納欠損額につきましては、16年度決算監査前でございますけれども、約4,300万強でございます。また、対処方法につきましては、収納業務を郵送、それから訪問、呼び出しなどを3班体制で実施しております。

それから自主防災の結成状況でございますけれども、現在、組織率でございますけれども、佐屋地区が85%で68組織でございます。それから八開地区が19組織の100%、佐織地区が62組織の100%となっております。

それから推進の得策についてのお尋ねでございましたけれども、これは静岡市等でもこの問題は出ておりました。大変答えは難しいわけでございますけれども、要は住民一人ひとりが自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、それから自分たちの町は自分たちで守るという自覚のもとに、災害に対する強い認識を深めていただくことによって、実際に災害が発生したときに、自主防災訓練で実施した行動をとっていただくことだと思っております。以上でございます。

#### ○消防長（古川一己君）

失礼いたします。消防団の今後の対応はいかなるものかという御質問かと思えます。まずもって、先般11日、消防観閲式を挙行いたしましたところ、皆様方に御列席を賜りまして、御激

励を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。この場をかりて深く感謝を申し上げます。

消防団でございますけれども、先般の観閲式、またその観閲式に伴う訓練等初め、日ごろにおいても消火活動に必要な危機管理講習、また消防ポンプ操法、また水防に関する水防の工法等の訓練、常に行っていただいております。また、救命講習につきましても、消防団員 565人が既に受講されております。そのように、地域の自然災害、火災すべてに対応すべく、要員動員力といいますか、また即時対応能力、それぞれを備えた非常に貴重な組織であるかと思っております。また、消防団員の方におかれましては、この団員に任命後、退団されるまでの間、365日、24時間、少しも気を休めることなく、常に地域の安全・安心のため取り組んでいただいております。また、このような消防団につきましても、それぞれ先般の台風14号の中で発生いたしました火災においても、夜間夜通し、鎮火後の警戒、本当に御苦労さまでございます。また、昨年の台風におきましても、佐織地区の領内川の部分で越水の危険が出まして、そのときには水防工法（積み土のう工法）を消防団員の方が出動していただいております。

このように、地域の消防・防災リーダーとして本当に必要な消防団員、消防団でございます。その団の今後のあり方につきましては、今後、現在の多団制を含め、すべてを見直し、市全体の総合消防計画の中で見直し、検討に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

もう1点、消防水利の関係でございます。消防水利の整備状況でございますけれども、現在、当市におきましては、消火栓が 851基、また防火水槽につきましては 356基、合計 1,207基設置しております。

なお、基準といいますか、市内を網羅するためには、あと 240不足するわけでございます。充足率で申し上げますと、約83%の整備率となっております。今後、この不足する部分につきましても、充足率の低い地域、また住宅等の密集地域を優先ということで、全市を見て優先順位を定め、整備をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

#### ○49番（石崎たか子君）

いろいろ御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

先ほどの矢祭町は、小さい町ですが、職員のやる気を申し上げたかったんで、まずやる気は市長のやる気でございますので、今後とも市長さん、心しておやりくださるよう、まずお願いをしておきます。

経費の節減として、各種補助金で、協会に属している人から、ことし初めて2万円を自分たちの会にもらったが、市になってもうかっているのかというのは複数の方から聞かれました。最近では、敬老会のあり方についてのおしかりを受けています。赤字を抱えての合併にばらまき行政をするのかとか、お年寄りを優遇せずに、子供のことに力を入れてほしいということで、70歳以上の方のお祝いを持って、こんなのわし要らんと言われた方があったんですが、高齢福祉課に聞いたところ、この予算は合併協で決められたものの予算として、お祝いの品を70歳以上の方約 9,000人ということで、配りますということをお聞きしたんですが、これ以上

に、80歳か85歳以上の方に金品も贈られたということですが、金額と該当者は何名ありますか。そしてまた、ことしは県からの祝い金がないのか、お尋ねいたします。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

今の敬老金の支給状況でございますが、80歳から84歳の方 1,654人の方に 827万円、85歳以上の方が 1,399人でございますので、1,399万円ということで、3,053人の方に 2,226万円をお贈りさせていただきました。このほかに、今お尋ねの県の状況でございますが、昨年までは数え88の方に 1万円、そして数え 100歳の方に 3万円ということで県から参っておりましたが、本年度におきましては、数え 100の方、7名の方にそれぞれ 3万円という形で、この15日に、あすになりますけど、私どもの手元に届くということでございます。以上でございます。

#### ○49番（石崎たか子君）

その上に、市の方は88歳の方に紫の座布団ということで聞いております。私たちはその合併協には出ておりません。その都度、委員会がありながら意見を言える状態ではありませんでした。しかし、赤字同士の合併は、基準の一番低いものに合わせて痛みを分け合う努力を、もっとも自分自身しなかったことを、今こういうことを住民の方から言われて深く深く反省をいたしている次第でございます。そしてこのような行政では、住民から先行きの心配を言われておりますので、市長さんはこの辺をお考えくださり、心して平成18年度の予算編成をしていただくようお願いいたします。

また、不納欠損についてでございますが、4,300万強ということで、職員が3組回って書類とでやっておるということでございますが、以前の旧佐屋では、2組で回られて、年に何回かは4課が協力して回っておいででした。人口がふえて3組では大変なことではないかと、範囲も広がっております。また地区では、悪質な滞納者に対しては差し押さえなどで徴収して、滞納繰越額を2年間で半減されたという事例を聞いております。収納課の職員さんには大変気の毒ですが、税金は住民平等に支払うものとして、悪質な滞納者から差し押さえなども視野に入れ、少しでも徴収する努力をしていただきたいが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（杉山政男君）

ではお答えさせていただきます。

現在、3班体制で収納業務を実施しておりますけれども、万全とは申し上げられませんけれども、その限られた職員の中で日夜努力していきたいと思っております。また、旧佐屋町で実施しておりました、合同の滞納整理も実施したいと思っております。まず12月に予定しております。そのような形で実施していきたいと考えております。

また、悪質な滞納者に対しましては、毅然たる態度で納税指導等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○49番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

あと消防団につきましても、団員の確保など、今までにもいろんな旧町村の折でもあったわけでございますが、種々問題を抱えておりますので、今後も地元との連携のもとにまとめてい

っていただきたい。そして消防署員の皆様には大変いろいろ御苦勞ですが、住民の安心・安全のためにもどうぞ今後とも努力をしていただくようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（横井滋一君）**

49番・石崎議員の質問を終わります。

次に、通告順位4番の35番・後藤芳徳議員の質問を許します。

**○35番（後藤芳徳君）**

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

これは既に旧佐織町議会でも質問した内容でございますが、愛西市になりましたので、愛西市として質問をさせていただくわけでございます。

高齢者人口の増加は、世界の長寿国をもたらしました。その要因はいろいろあると思えますけれども、特に医学の進歩・発展が大きな要因であると思えます。その医学の進歩・発展のために欠かすことができない重要で最大のものは、解剖医学への献体であると思えます。遺体を献体することによって医学に貢献する会が、財団法人不老会であるわけでございます。さまざまな病気の治療のための知識・技術を医学生が習得するためには、献体者の解剖による習得が不可欠であると思えます。ペーパードライバーのようであってはならないと思えます。もし献体者がなければ、医学の進歩・発展はないと思えます。私は、献体の重要性と必要性を市民の方々によく認識していただき、理解を深めることが大切であると思えます。そのためには、献体についての不老会入会について、市の広報等により啓蒙することが重要であると思えますが、いかがでしょうか。よろしくお願い申し上げたいと思えます。

最後に、市の幹部職員、またここに御列席されてみえる議員諸公も、ぜひ率先して入会をしていただくとありがたいと思えますが、よろしくお願い申し上げます。

また、壇上からの質問はこれで終わりますが、自席に戻りまして、いろいろと不老会についての具体的な御説明も申し上げたいと思えますので、よろしく申し上げます。御無礼しました。

**○保健・福祉部長（中野正三君）**

今、後藤芳徳議員の方から、不老会に対しての献体についての市の啓蒙の考え方はという御質問でございました。確かに旧佐織町のときには同じ御質問を14年12月にお受けをして、15年の3月に広報で掲載させていただきました。啓蒙という形でそのような形をとらせていただいたわけでございますが、私どもといたしましては、これは、献体ばかりではなくて、臓器移植とか、それから他の問題、骨髄バンク等もあります。こういうパンフレットは、団体の長、会長さんなり理事長さんなりから御依頼を直接文章でもっていただければ、各保健センター、それから健康推進課の窓口で置かせていただきますし、また広報への御依頼があれば、またそれは内部で検討させていただいて、載せるかどうかということも検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○35番（後藤芳徳君）**

ありがとうございました。

実は、海部郡の南ブロックと西ブロックで西南部の不老会という団体があるわけですが、西部は愛西市になりましたものですから、愛西市と南ブロックということになるわけですが、愛西市の西南部の会長から、ぜひこの議会をお願いをしてくれという要望もありました。それで、先ほど部長からのお話もありましたので、支部長から、ぜひまた、ただいまの件につきまして要望書等を持って上がるように連絡したいと思います。

現在の愛西市の不老会の会員数は、今54人です。ちなみに愛西市の旧地区を言いますと、佐織地区が29名、それから立田地区が7名、八開地区が3名、佐屋地区が15名で、合計54名。それから南ブロックですが、弥富町が12、十四山村が5、蟹江町が10、飛島が1と、これで南ブロックは28人と。この南西部合わせますと82名の会員があるわけですが、一般の方々は、この不老会ということを知らない方がたくさん見えるわけですが、それで要望をするわけですが、不老会へ入会する場合には、家族・知人・友人の4名の――前は6名であったわけですが――署名捺印が要るわけですが、中には、亡くなられてから家族も署名捺印したんだけど、葬式の段階になりまして献体を拒否されると。亡くなられた方の遺志を無視して、結局拒否されるという方も中にはあるようです。皆さんも御承知だと思いますが、立田地区の三和町の野呂界雄先生もこの不老会に入ってみえるわけですが。

献体する場合に、どういう大学があるかといいますと、名古屋大学、名古屋市立大学、藤田保健衛生大学、愛知医科大学、愛知学院大学、この五つの大学へ登録をするというわけですが、そして、亡くなりますと、それぞれの大学へ連絡をしますと、それぞれの登録された大学から霊柩車が差し向けられるわけですが、それで、こちらの希望する時間に、例えば朝9時半とか10時とか、そういうようなことではなくして、例えば田舎でありますと、1時告別式、2時出棺というようなのが、おとこの関係とかそういうことでそういうのが多いわけですが、自由に時間が選べるわけですが、それで、この5大学へそれぞれ要望によって届けをするわけですが、亡くなられてから毎年慰霊祭が行われるわけですが、私の家族も、名大と名市大と両方でありますが、毎年慰霊祭がございまして行っているわけですが、私自身は名大に届けてありますので、亡くなりました場合には名大へまず搬送されるというわけですが、「不老」という月刊雑誌が毎月5日に出ておるわけですが、この中にも医学生からの献体者に対する感謝の言葉が、毎号「不老」に載せられているわけですが、ぜひここにお見えの方も、壇上でお願いいたしました、一人でも多く献体をしていただくよう要望いたしまして、自席からの私のお願いを終わりたいと思います。どうも御無礼しました。

#### ○議長（横井滋一君）

35番・後藤議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10分間とります。10分より再開いたしますのでお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位5番の、7番・村上守国議員の質問を許します。

○7番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、6月定例会に続いて、愛西市の将来像に関連いたしまして4点ほど一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、愛西市の総合計画策定について質問をいたします。

市制が施行されまして、はや6ヵ月が過ぎようとしておりますが、新市のまちづくりの基本方針等は、合併住民説明会の際、少し聞いたぐらいで、その後、市民には総合計画の策定について具体的に何ら示されておりません。当然、合併後、新市において、まちづくりのテーマ「人と緑が織りなす、環境文化都市・愛西」の実現に向けて、六つの基本方針（目標）を尊重し、その趣旨、内容等を配慮した形で検討し、速やかに愛西市の総合計画策定に取り組むべきものであります。現在、総合計画策定について、事務的にどのような状況なのか、今後、概要（中身）をどのような形で審議・検討されるのか、また市民にいつごろ説明されるのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

2点目でございますが、新市建設計画では、将来像の実現に向けて愛西市を「わくわく新創造ゾーン」「にぎわいゾーン」「のびのび文教ゾーン」など、幾つかのゾーンに位置づけるなど、商業、福祉、レクリエーションなどの各種都市機能を適切に配置・集約するとともに、これらの機能の連携を図り、にぎやかと安らぎのあるまちづくりを今後推進していくと決めています。夢のような町がつくられる、非常に楽しみであります。

特ににぎわいゾーンの中に、永和ゾーンが位置つけられております。私ども永和学区の市民として、永和駅と富吉駅周辺の開発・整備は長年の懸案事項であります。特に、関西線の南側に位置する大野・鯛江・善太新田地区は、1ブロック（同行政区）として、隣町である津島市及び蟹江町との連携を図りつつ、広域的に共同開発・整備を強く望むものであります。幸いにして市長さんは、さきの市長選挙において勝幡・永和駅周辺の開発・整備を公約としておられます。勝幡駅の開発については、平成14年に住民参加による基本構想が作成され、その後、検討委員会で基本計画がまとめられ、現在、土地の買収等が進められているようでありますが、一度早い時期に我々議会に基本計画の概要等を示していただきたいと思います。

市長さんにお尋ねをいたします。市長さんの選挙公約である永和駅周辺の開発・整備と、新市建設計画の目玉であるまちづくり・永和ゾーンの開発等にどのような整合性を持ち、今後推進されるのか、お尋ねいたします。

3点目は、これからの農業者は、どのような農業経営を目指し、安定した日常生活を営むことができるか、指導する行政の役割についてお尋ねいたします。

合併したことによって、愛西市の農業のあり方、農業者が安定した所得を得るなどを支援す

る施策が農業者に伝わってこないのが現状であります。平成15年農林水産統計年報によれば、愛西市の土地利用は、行政面積が 6,663ヘクタール、農用地が 3,203ヘクタールで48%。農家戸数が 3,354戸で、農家率が16.6%。そのうち販売農家が 2,788戸で、農家率は83%であります。この統計数字を見ても、愛西市の産業構造は、農業を中心とし、農産物を販売して生計を立てている農業者が多い地域であります。

また、所得を見ますと、生産農業所得は1戸当たり 131万 9,000円、10アール当たり13万 3,000円である。所得では海部・津島地域では一番高い所得を上げているが、残念ながら全地域とも低所得で、農業所得のみでは生活を営むことはできません。自然と若者は他の職につき、農業者の高齢化が進み、入り作者がふえ、農用地の保全管理すら困難となります。

平成17年7月15日付で、これからの日本農業の基本方針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、実行に向けて動き出しました。愛西市もより一層地域の条件や特色に応じて、地域の基幹産業としての農業の振興に取り組むべきだと私は思っております。

ある町の地域水田農業ビジョンによりますと、年間農業所得が家庭経営体で 1,000万円、企業的経営体で 1,800万円程度の実現ができるものとしております。農業者も企業努力は必要ですが、余りにも高い指標であります。これからの魅力ある農業を目指すには、行政の役割が非常に重要と思われれます。農業政策はどのように進められるのか。また、総合計画では農業の位置づけをどのようにされるのか、お尋ねいたします。

4点目ですが、愛西市の都市計画について。

6月定例会において田中議員が質問され、答弁は、愛知県が実施する平成22年の線引き変更の際、愛西市も計画を見直しすると受け取りました。都市計画の見直しは、総合計画の策定はもとより、農業者（農地所有者）にとりましても重要な問題と考えております。今後の土地利用について新市建設計画の中で示されておりますが、ところによっては田・畑の周囲がミニ開発され、日照り、排水等の理由で耕作を放棄せざるを得ない農用地がたくさん見受けられます。農地所有者の中には、土地を生かして現金収入を得たい、また地域の活性化に結びつけたい人がたくさん見えます。現在、市街化区域が愛西市全体の 4.7%であるのを津島市並みの約30%にふやし、工業団地を造成し、優良企業を誘致し、自主財源の確保に努めないと、愛西市の一層の発展と住民福祉の向上はあり得ません。合併してよかったというメリットが今のところ見当たらず、市民の反応は非常に厳しいものがあります。

質問であります。都市計画法第6条では、おおむね5年ごとに人口規模、産業別就業人口の規模、市街化区域の面積、土地利用、交通量等基礎調査を行うことになっております。また、農業振興地域の整備に関する法の第12条の2の規定により、農業振興地域整備計画の見直しもおおむね5年ごとに見直しすることになっております。愛西市は合併をし、本年度見直しをする年であり、土地利用について見直しをするチャンスでもあります。ただいま愛西市では、都市計画法第6条の基礎調査及び農業振興地域整備計画の見直しがどこでどのように検討され、成果物はいつごろ完成するのか、また調査結果等をどのように活用するのか、具体的に示していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりますが、質問の趣旨をよく御理解いただきまして、的確な御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、村上議員さんから御質問いただきました、まず1点目の、総合計画策定の方法と時期について、この件につきまして私の方から御答弁をさせていただきます。

新市の総合計画の策定につきましては、19年度までの約2年半の予定で策定を進めたいと考えております。それで、現在は委託業務にかかわるコンサルタントの選定作業を進めているところございまして、策定方針につきましては、策定の段階から市民の皆さん方に参画をしていただき、そして市民の皆さん方と行政と協働して地域の発展を考えるということを基本と考えております。その意識調査、あるいはまちづくりへの提言募集、まちづくり懇談会、あるいはグループインタビューなどを行って、こういった手法を用いまして、さまざまな御意見、あるいは情報、あるいは知識といった、幅広くそういったものをいただいた上で進めていきたいというふうに考えております。

なお、この総合計画の計画づくりにおきましては、まず愛西市に暮らす人々が生活実感として持っておられるニーズをとらえることが大変重要になってまいります。そこで今回は、意識調査におきまして、まず調査表の作成の段階におきまして、NPO団体の協力もいただいたらどうかというような考えも持っております。また、総合計画審議会の設置に当たりましては、さまざまな視点・角度から議論・協議をしていただくため、各界・各方面の方々に委員をお願いしていきたいというふうに考えておりますし、また、公募による委員の皆さん方への募集も考えていきたいというふうに現状のところ思っております。また、策定に当たりましては、当然市議会の皆さん、総合計画審議会においていろいろ御議論をいただきまして、愛西市としてのまちづくりの将来に向かって、そういった計画にふさわしいものにしたいと、そういった考え方で策定については進めていきたいというふうに現状のところ考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

村上議員の質問の2点目にお答えをいたします。

永和駅周辺の整備についてであります。整合性についてはどうかということで、これも6月議会でも出たと思うんでありますが、佐屋地区の過去の流れをお聞きしますと、もう8年ほど前からお話があるということも聞いておりますし、津島市、あるいはJRの四日市路線区などへも出向いて担当の方でお聞き取りをしてきております。そんな中でも、なかなかいま一つ糸口とといいますか、取っかかりとといいますか、考え方がまとまっていないということが現実であります。そんな中で総合計画の説明も申し上げましたけれども、これはいずれにしても、関係の津島市さん、あるいは蟹江町さん、あるいはJRさんなどの協議を十二分に詰めていかないとできないわけですので、佐織地区の藤浪駅前が済ませましたが、これも名鉄の高架化事業、あるいは甚目寺・佐織線の拡幅全面開通という関連の中であの地区は早くできたわけですが、県の大きな補助もいただいてできたわけがあります。そして今、勝幡を進め始め

ました。これも地元説明会を8月20日に行いまして、地権者の皆さんへの測量などのお願いをする段階であります。この勝幡地区におきましても、過去、佐織時代には、もう20数年も前から幾度となくこうした計画も持ってきたわけでありまして、今般具体的にこうして進められる状況も、地元の皆さんの理解があったればこそということでありまして、これからもそうした経験を踏まえて、この永和駅の周辺整備にも努力をしてまいりたい。そして総合計画の中にもきちっと入れていきたいという考え方を持っております。以上でございます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

村上議員さんの3点目の御質問にお答えをしたいと思います。

これからの農業につきましては、担い手の育成・確保、それから農地の有効利用をすべく農地の利用集積化、農業者等が主役になれるような需給調整が円滑にいくといったことが必要になってくると考えております。

一つには、将来、効率的かつ安定的な農業経営が見込まれるものを担い手として位置づけまして、海部農林水産事務所普及課やJA海部農協などと連携をとりまして、専門職員の指導を受けまして栽培技術等により磨きをかけていく。また、土地利用型農業におきましては、農業団体と連携をとりまして、集落を基礎とした集落営農組織の育成などといった主体的な取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

一方では、消費者の信頼を確保するために、食の安全、安心な食品の提供に向けた意見交換会や生産部会におけるミーティング、及び食品表示の適正化の推進、さらには生産から消費における食の安全確保のための施策として、生産段階における指導強化、そしてトレーサビリティ、生産の履歴ということでございますが、その必要性などを説いていきたいというふうに考えております。幸いにしまして、この地域周辺には生産者が新鮮なものを直売できる施設が複数あります。こうしたことはこの地域にとって大変なメリットであるというふうに考えております。この地域の農業者はこうしたものを生かしていくべきではないかというふうに考えております。それは、自分で生産したものを自分で販売する、そういったことから、売る喜びとともに、どんな商品が好まれるか、直接消費者の声が聞こえてくるからであります。一つの例をとりますと、立田ふれあいの里も現在盛況であります。共選組合に加入していけない就農者にも、しっかりした栽培技術を持って愛情を注いだものを、新鮮でいい品として売り出すといった努力が収入に結びつけば、就農意欲を喚起するのではないのでしょうか。他の生産施設についても同様であると考えます。

また、単に生産した農産物を売るということだけではなくて、その農産物に何らかの手を加えた、いわゆる二次的な加工食品として販売していくことによりまして、より一層農産物の消費量が増して農業収益につながることであります。こうしたことは、さきに申し上げた施設で幾多の例となっております。こういった指導・助言、そういったことをしていく必要もあろうかというふうに考えております。

また、こうした施設では、消費者へのPRや、そのニーズをつかみ、生産者と消費者と顔が見える関係づくりを築いていくことによりまして、食に関する情報の発信・受信基地的な役割

を担っておりますので、その役割を十分生かしていただけるようにお話もしてまいりたいと考えております。それから、農業者の方にも売れるものをつくるという一役になればと考えております。

少し脱線したようなお話だったかもしれませんが、販売まで手がけることから、消費者へ顔の見える関係づくりや売れるものをつくるといった重要性を説きまして、販売の場の提供により就農意欲の喚起を今後栽培計画への方向づけにしていくように、こういったお話もしていけたらというふうに考えております。そうしたことには、先ほど申し上げましたが、県の普及課や農協の専門職員らの方と連携をとっていきたいというふうに考えております。

それから、総合計画の位置づけの御質問がございましたが、これにつきましては、先ほど企画部長が御答弁をさせていただきましたように、新総合計画の策定に当たり、意識調査とか懇談会等、関係者の御意見やお知恵をいただく中で、そういった地域に合ったものにしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

最後の御質問でございますが、村上議員おっしゃるとおり、都市計画法に定める基礎調査については、都市計画法第6条において、都道府県は都市計画区域についておおむね5年ごとに、人口規模、市街化の面積、土地利用、建物の状況、都市施設等について調査を行うことになっておりまして、一連の調査を5年をサイクルに実施しております。市町村については、県からの委託という形で調査を行っております。本年度は5年サイクルの5年目に当たりまして、災害防止の法規制等建築協定、緑化協定調査、地区計画の策定状況の調査を県からの委託により実施することになっておりまして、5年サイクルの調査終了後、都市計画の基礎調査報告書として県が取りまとめをいたしまして報告をいただくことになっております。なお、前回につきましては、平成8年から12年の調査ということで、平成13年3月に報告をいただいております。

それで、愛西市においての本年度農業振興地域整備計画の見直しはどうかというようなお話が出たわけでございますが、これにつきましては行っておりません。合併する旧4町村のそれぞれの農業振興地域整備計画を定めておりまして、その計画を合併後も愛西市の計画とするような手続をしたからでございます。本年度見直しを行わないと、22年まで待たなければならないのではないかと御質問があったわけでございますが、経済事情の変動、その他情勢の推移により見直しをしていくことはございます。ちなみにこの愛西市と同じ時期、または先に合併をされました市町村がありますが、いずれも愛西市と同じような手続をとっておみえになりますので、申し添えをさせていただきまして御答弁とさせていただきます。

#### ○7番（村上守国君）

いろいろ御答弁いただきましてありがとうございます。

再度、要望とか質問をさせていただくわけでございますけど、1点目の愛西市の総合計画の策定につきましては、先ほどの御答弁の内容で私は大いに賛成をするわけでございますけど、総合計画の策定は、平成19年度までに策定するという一つのめどがついたわけでございますし、一日でも早く市民に説明できるような形で策定を急いでいただきたいと思っております。

ただ一つお願いでございますが、策定に当たりまして、コンサルタント等々に丸投げするのだけはぜひやめていただきたいと思います。市民の皆様方と協働して策定するというのが原則だと思いますので、ぜひそのような形でお進めをいただきたいと思います。

次に、にぎわいゾーンの関係でございますけど、市長さんの御答弁の内容等々を聞いておりますと、確かに6月定例会におきまして同じような質問がなされております。そのときにおきましては、関係団体と協議中であるというふうには私は受け取りました。今のお答え等々につきましてもそのように感じたわけでございますけど、既に6ヵ月過ぎておるわけでございますから、そのような御答弁では、私は非常に残念だなあという感じがするわけでございます。

それと、市長さんの選挙公約というのは、市長さんの任期中、すなわち4年間で実現するというのが一つの公約ではないのかなという感じがするわけでございますので、その点を市長さんはお間違いのないようお願いいたします。要は選挙公約の中にあります永和駅周辺の整備・開発というのは、私は任期中に何らかの実現を目指して御努力されるべきではないのかなという感じがいたします。

それと、にぎわいゾーンの位置づけ等々につきましては、確かに住民説明会等々でもお聞きいたしております。ただ、この段階におきまして、例えば永和ゾーンというのは、永和駅から南の方へ、いわゆる富吉方面にかけまして、交通等の利便性を考えまして、現在、中途半端な農村地帯を都市化するという一つのゾーンではないのかと私は思っておりますし、住民説明会から現在まで、そのような形で住民との話し合いもしているわけでございます。ですから、時がたてば進歩しなければいけないというのは行政でも同じだと思います。

それと、市長さんの公約であります、永和駅周辺の開発と新市建設計画の永和ゾーンというのは、一体的に開発すべきというのは当然だと思います。くどいようでございますが、市長さん、もう一度、市長さんの選挙公約で言われた永和駅周辺の開発整備と、それから私どもの新市建設計画でやっている永和ゾーンというのは、今の市長さんのお気持ちは、今御答弁をいただいたような形なのか、それとも若干6月議会から今日まで変わった動きがあったのかということと、それから市長の任期は4年であるということを私は申し上げておりますけど、任期内に実現すべきものというような御理解はないのか、再度質問をお受けいただきたいと思っております。

それから、3点目でございますが、農業者の生活安定につきまして申し上げました。この中で今後の愛西市の進むべき農業政策についていろいろ申されましたが、それは実現あるのみでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、施策の中に、担い手の育成・確保、いわゆる担い手を中心に集中して農業を進めるんだということでございますが、そうしますと、担い手以外の農家には早期にリタイアせよということかなというような感じがしたわけでございます。それと、集団営農の関係等につきましては、私も集団営農の組合長を務めさせていただいているわけでございますけど、今まで私は、もう立ち上げて五、六年たつわけでございますが、行政側から集団営農の経営等々につきまして何ら指導は受けたことがございません。ということは、それだけ行政側に指導する

専門職員、いわゆるスタッフがいないということもあるわけでございます。ですから、市に昇格したわけでございますので、今後の組織の中で農業者を育成・指導するような専門職を配置されるように要望しておきます。

それと、4点目でございますが、都市計画等々についての質問でございます。これについては、総合計画の中でいろいろ今後検討され、愛西市の土地活用について決められるわけでございますけど、地域住民の方々については、いち早く土地活用について真剣に取り組んでいただきたいというような声が大でございますので、その点ひとつ市長さんを中心にお考えをいただきたいと思っております。

それと、先ほどいろいろ都市計画法どうのこうのということとか、農業振興地域整備計画の見直しというようなことも、ことしが当たり年ですよということを申し上げましたけど、非常に残念でございますけど、農業振興地域整備計画の見直しはやらないんだと。今までの町村のものを引き継いで、そのまま一つの形として愛西市として報告をしたということでございますが、できましたら、今後こういうようないろんな形の中で見直しのものが出てくると思っておりますが、その都度その都度、やはり時代に合った総合的な判断の中で検討を加えていただきたいと思っております。

それと、一つ、この都市計画ばかりじゃございませんけど、愛西市ができて、愛西市の近い将来につきまして、どのように進むべきかということ行政内部、市役所の若い職員の方々とプロジェクトチームをつくっていただいて、総合的に意見交換をするような組織を自主的におつくりいただいて、今後の愛西市がどう進むべきかという発信的な一つのグループができ上がるといいかなあという感じがするわけでございますので、市長さん、ひとつ落ちつかれましたら、そういう点も含めましてお考えをいただきたいと思っております。

私どもを含めまして、これからの愛西市はどうなるのか、どう進むべきかというのを非常に頭を痛めているわけでございますので、そういう点につきましましては、行政も議会も一緒になって取り組まなければいけないと思っておりますので、余分なことじゃございませんので、どんどん御検討をお願いしたいと思っております。

それで、先ほど申し上げました市長さんの公約の関係につきまして、もう一度市長さんの御答弁をお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

公約、任期中に、4年以内にできません、この永和開発。申しわけありません。ですから、先ほども申し上げましたが、勝幡の基本構想策定委員会も住民の皆さんの代表で立ち上げました。そんな流れ、経験の中でも、先ほども申し上げましたが、私ども愛西市だけの問題でもございませんし、津島市、蟹江町、あるいは近隣、まだ弥富なども、あの地域、総体的・一体性を持つならば、関係のそうした機関とも十二分に調整を進め、話し合いを進めていかねばならないということをおもっております。ですから、愛西市として、私なりに公約として出させていた以上、精いっぱい努力はさせていただきますし、進めていくつもりでおりますけれど

も、任期中ということでは御答弁ができませんのでお許してください。

そして、全体的な総合計画の中でも、農業の点もおっしゃっていただきました。本当にそのとおりであります。新しい愛西市の将来に向けて大事な総合計画をつくっていくわけでありますので、議員各位の皆さん方におかれましても、本当に忌憚のない御意見、平素の私どもの事務の中でも結構でありますし、どしどしアドバイス、御指導・御助言もいただきたくお願いをして答弁とさせていただきます。

#### ○7番（村上守国君）

市長さんの正直なお話を承りました。任期中には永和駅周辺の開発等々については不可能だというようなことでございますけど、今すぐ結論を出すんじゃなくて、やはりそれぞれの御努力をいただいた結果、やむを得ず任期内で実現できないということであれば、それはそれで筋が通るわけでございますけど、ただこれは市長さんお一人が実現に向けて努力をするわけじゃございません。要は組織の中の市長さんも一員だと私は思っているわけでございますので、この案件のみならず、例えば首長さんがこういうようなお考えで行政推進をしたいというようなことであれば、その幹部職員等々につきましては、それを盛り立てるような、実現するような御努力を全員でしていただかないと愛西市の将来はないと思っております。ですから、私が組織とは何ぞやということは申し上げるまでもございませんけど、大将が、トップがどういうようなことを考えて、今後愛西市をよくしていきたいんだというふうにおのおの感じ取っていただいて、一致団結でこれから行政運営に当たっていただきたいと思えます。

時間も来ましたので、どうもありがとうございました。

#### ○議長（横井滋一君）

7番・村上議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。午後は13時30分から再開いたしますので、よろしくお願いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議会事務局長（伊藤辰雄君）

御連絡をさせていただきます。

初めにお断りを申し上げますが、横井議長が体調不良により、地方自治法第106条の規定により、渡辺副議長が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○副議長（渡辺治雄君）

御無礼いたします。

ただいま事務局長が申しあげましたように、私がかわって議長の職務を行いたいと思えます。皆さん方の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、午前に続きまして、大変御苦労さまでございますが、再開をいたします。

次に、通告順位6番の第45番・加賀博議員の質問を許します。

#### ○45番（加賀 博君）

議長のお許しをいただきましたので、2点について質問をさせていただきます。

最初に永和駅周辺の開発についてお尋ねをするつもりでありましたが、午前中の村上議員の質問と重複するため省かせていただきまして、バッティングをしていない1点のみ質問したいと思いますのでお願いいたします。

永和駅南の踏切の件であります。この踏切は、特にラッシュ時には渋滞が非常に激しく、JRの東側、いわゆる大野、鯛江、善太地区に行くのにはこの道路1本しかありませんし、迂回路もありませんので、緊急時に遮断機がおりていれば、救急車も消防自動車もこの地区に行くには相当時間がかかってしまうわけであります。緊急時に備え、この地区に愛西市消防分署をぜひとも建設していただきたいが、お考えを聞きたいと思っております。

次に、火葬場の建設についてお尋ねをいたします。

去る6月議会におきましても火葬場の建設についての質問があり、当局は、建設に向けて進む旨の答弁がありましたが、今回はもう少し具体的な内容について質問をさせていただきたいと思っております。

愛西市の火葬の現状は、佐屋地区においては火葬場を持っておりますが、建物は建築以来35年、炉についても昭和63年に改修はしておりますが、それでも17年が経過しております。早急な改築が必要ではないかと思っております。立田、八開地区については旧祖父江町の斎場へ、佐織地区については津島市の斎場へ委託をしております。越境処理は臨時の対応ではやむを得ないと思っておりますが、やはり受益者の近接地でつくるのが原則だと思います。特に高齢化社会の進展に伴い、死亡者の増加が予想され、今後一層の火葬需要が見込まれ、いつまでも現状のままというわけにはいかないと思っております。

そこでお尋ねをします。建設に向けての具体的なスケジュールがあれば、まずお聞かせを願いたいと思っております。

以下は自席でお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

#### ○消防長（古川一己君）

失礼いたします。まず第1点目の、愛西市消防署分署を建設していただきたいという質問にお答えをさせていただきます。

私どもの前身、海部西部消防本部は、昭和48年に2町2村が組合消防をつくり、今まで来たわけでございます。その組合消防をつくり、この2町2村くまなく網羅できるということで、現在の各消防本部、消防署、また分署の位置をそれぞれの境界付近に設置し、消防業務がスタートしたわけでございます。その後、ただいまの御質問のように30年が経過いたしました。この30年間に名古屋のベッドタウンとしての人口の増加、約1万人ぐらい増加してございます。そして交通事情、道路網の整備に伴う交通量の増加、また先ほどの御質問の中にもありましたように、名鉄、JR、また近鉄、この鉄道の本数も非常に多くなっておりまして、この鉄道は、この管内、私どもの市内を走るのが1日が大体815から820本と言われております。このような社会変化の状況の中、また生活環境の変更に伴いまして、災害時や、特に救急事案につきま

しては、設立当初より約 4.5倍強の伸びを示しております。現在、二千二、三百、年間の出動件数を見ております。どうしてもこのような状況の中で、各地区へ私どもの救急隊が到達するまでの時間の相違が生じてまいりました。またそのような事案に対しまして、特に重篤な患者、または火災等重要案件、災害の被害が大なるものに対しましては、私どもの周辺 4 消防本部も同様の悩みを持っておりまして、この周辺の消防本部において、近くの消防署から出動するという消防の応援協定を締結して対応している次第でございます。

なお、ただいまの御質問の出張所等の建設につきましては、御意見等を踏まえまして、今後の市の総合消防計画の中で検討に入れてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○市長（八木忠男君）

加賀議員の質問にお答えをいたします。

火葬場の建設についてのお尋ねであります。これも愛西市には大きな課題の大事な施設計画でありまして、これも御指摘いただきました 4 地区はそれぞれの地区ごとに、事情によりまして他の施設をお願いしたり、佐屋さんにおかれましては地元でということが進んでいるわけがあります。ですから、早急に火葬場建設については進めていかねばいけないということは十二分に認識しているわけでありまして、今、具体的にスケジュールはどうかという御指摘でありますけれども、他の先進地の情報なども収集しながら、今準備をしているところでございまして、この場でスケジュール的な答えは持ってございません。本当に人間がいずれはお世話になるということでありまして、ただいま昼休みにも旧佐織地区のお医者さんの葬儀に出向いてまいりました。そのお医者さんの葬儀におつても、先ほど後藤芳徳議員さんがおっしゃっていただいた不老会のお話でありますと、愛西市民全員の皆さんが不老会へ入っていただくと、帰りはお骨で帰ってくるんですかね。そんなこともふと思ったりしたわけではありますが、そんなわけにはまいりません。いずれにしても大事な施設でありますので、早急に進めていく努力をいたします。以上でございます。

#### ○45番（加賀 博君）

最初の分署の件ですが、近隣との応援体制をとっているということはわかっておりますけれども、私もよくあの踏切で遮断機がおりて、救急車が反対車線にとまっておるという現状を見たこともあります。出動していったから踏切でひっかかって待つておると。そこから応援体制を呼ぶというのも同じような時間がかかってしまうんじゃないか。緊急を要する場合がありますので、すぐに対応できるような、大げさなものを要望しているわけでもございません。永和防災コミュニティセンターという建物もございしますが、そのあたりに消防自動車 1 台、救急車 1 台を配備するぐらいの規模でも結構ですので、ぜひとも建設をお願いしたい。

市長は、安心・安全ということをうたって皆さんの信任を得て市長になられたわけですから、ぜひ建設していただいて、住民の方々の要望にこたえていただきたい。それには、この件についても来年度の予算編成に組み入れて考えていただきたいと思っておりますが、その件について、市長、再度答弁をお願いいたします。

○市長（八木忠男君）

担当が申しあげましたように、広域的な援助協定もしておりますし、これから私、医療についてもそうだと思うんであります。今の救急体制についても、広域的な連携が絶対必要という、今の御指摘の永和地区ばかりじゃなくて、愛西市全体を見ましてもそうしたことは必要じゃないかということを考えております。御指摘いただきました新年度に予算計上をという御質問でありますけれども、十二分に検討させていただきます。

○45番（加賀 博君）

この件につきましては、ぜひとも市長言われましたように前向きな検討をしていただけるということを感じて、この質問を終わります。

そして火葬場の件ですが、愛西市として建設をすれば、どの程度の規模の火葬場が必要か、想定をされておりましたらお聞かせください。

○市長（八木忠男君）

この点につきましても、先ほど申しあげました、他先進地を勉強させていただいてという考え方でありますが、例えば隣、お世話になっております祖父江斎場の内容でありますと、祖父江、平和、稲沢という1市2町でありまして、今は稲沢であります。おおよそ13万8,000人の中で炉は6基、そして面積は2万3,000平米、敷地面積がおおよそ970平米ぐらいというような状態で今の祖父江斎場は運営されております。敷地面積2万3,000平米がどうかということも今後検討してまいりますけれども、いずれにしても、そうした人口的、あるいは将来的な展望した内容で準備を進めていきたいと思っております。

○45番（加賀 博君）

愛西市としてつくるなら五、六基炉が必要ではないかということではありますが、恐らく同じ炉をいつまでも使えるわけではございませんので修理をしながらという、そういう予備な炉も必要ではないかと思っておりますし、どうせ建設にかかる計画をされるなら、中にはいろんな機械室だとか待合室だとかありますが、これからの時代に合わせて、中で告別式もできるような施設まで考えていくのが普通ではないかなと。私が思いますのに、1万平米ぐらいを予定してスケジュールを組んでいただきたい。迷惑施設の建設は、そういうのをつくるのは、時には難航するということが多々あります。この世に生を受けた者は、皆いつの日か必ず人生に幕をおろすときが来るわけでございます。故人のお別れの場として、市民生活に深くかかわりを持つ公共性の高い必要な施設であることは皆さんに理解してもらえと思いますが、それでもまだそういう施設を我が家のそばにつくるのはごめんだというのが本音ではないかと思っております。火葬場建設を実現するためには、より多くの地域住民の方々の理解・賛同を得ることが何としても必要であると思っております。より多くの方々の理解・賛同を得るための方策を考えておられるなら、聞かせていただきたいと思っております。

○市長（八木忠男君）

おっしゃっていただきましたように、不快施設といえますか、ごみ焼却場についてもそうでありました。佐屋地区におかれましては、もう既に何十年前、今の現火葬場建設もされたわけ

でありまして、当然周辺の皆さん、あるいは地権者の皆さんなどなど十二分に話し合いを持ち、事前の協議を徹底して行わないといけないということも承知しているわけでありまして。いずれにしましても、場所の選定、あるいはそうした周辺対策などなど、慎重に考えて進んでまいりたいと思っております。

○45番（加賀 博君）

そういう不快施設とか火葬場建設の反対の理由といたしますと、地域のイメージダウンだとか、あるいは地価の低落というようなことが上げられると思います。それを払拭するために、地域の振興とか発展のために要望が地域から出される場合がありますが、私は、迷惑施設を建設する場合には、こうした要望には地域住民、行政が一体で対応を考えていくべきだと思っております。そうした要望が地域から出された場合、どのように対応されていくおつもりか、お尋ねいたします。

○市長（八木忠男君）

そうした点につきましても、当然その地域、関係の皆さんと周辺対策などなど含んで十二分に話し合い、誠意を持って努力をしてまいりたいと思っております。

○45番（加賀 博君）

迷惑施設のこういう立地に当たっては、計画段階から必要な情報を地域住民に提供することが必要ではないかと思えます。こうしたことは、行政のみでなく、有識者や第三者を含め、検討委員会なるものを設置したり、用地の選定から施設の規模などの基本計画を策定しているところも他の市町村ではあるように聞いております。そういったお考えがあるのか、これもお尋ねをします。

○市長（八木忠男君）

ありがとうございます。御提案として承っておきます。

○45番（加賀 博君）

いずれにいたしましても、火葬場建設は、冒頭で述べましたように、ゆっくりしておれない状況ではないかと思えます。最重要課題の一つとして早期に取り組んでいただきたいと思えますし、同じことを言いますが、せめて調査費ぐらいはこの18年度の予算編成に組み入れられるよう要望したいんですが、市長のお考えを再度お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

調査費的なことの提案であります。それも含んでありますけれども、先ほど来申し上げております情報収集、あるいは先進地、今御提案いただきました、そうした計画を持つ委員会などの御提案でありますので、全体に総体的に考えて進んでまいりたいと思っております。

○45番（加賀 博君）

ありがとうございました。どちらにしてもこういった大きな事業はお金も期間もかかります。合併特例債を使うにしても、10年間なんていうのはすぐに来てしまいますので、ぜひとも来年度の予算に組み入れていただいて前に進んでいただきますよう、強く要望いたしまして質問を終わります。

## ○副議長（渡辺治雄君）

これで第45番議員の質問を終わります。

次に、通告順位7番の第4番・榎本雅夫議員の質問を許します。

## ○4番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず初めに、環境問題について一般質問させていただきます。

項目1としまして、地球温暖化への取り組みについて質問いたします。

近年、猛暑や豪雨などの異常気象が我々に不安をかき立てております。1990年代に入り、地球温暖化が人類を初めとする生物界に深刻な影響を与えることが指摘され始めました。要因については、多くの科学者が、私たちの生活や工業生産から大気中に排出される温室効果ガスの増大によるものであることを報告しております。今後、温暖化によって海面の上昇、砂漠化の進行などが予想され、自然の生態系や食糧生産、水資源、衛生状態等に悪影響を及ぼすおそれがあります。事実、地球の平均気温は20世紀の間に約0.6度上昇したことが明らかにされました。今後、地球温暖化が進行すれば、異常気象が勃発し、その規模も大きくなることが予測されます。

このような深刻な影響をもたらす地球温暖化問題に対処するため、国際社会は着実な歩みを進めてまいりました。本年2月16日に京都議定書が発効されました。議定書は、御承知のとおり、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出削減を先進国に義務づけているものであります。京都議定書では、先進国に対して温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までに、1990年比で6%削減するように義務づけておりますが、2002年時点で逆に7.6%もふえており、目標達成には事実上13.6%もの削減が必要となっております。この目標のためには、政府や地方自治体、産業界、NGO、一般市民それぞれが目標達成をみずからの課題として認識し、温室効果ガス排出削減につながる行動を起こすことが求められております。

そこでお伺いをいたします。まず1点目として、温暖化防止に対する愛西市の取り組みについてお伺いいたします。

また、環境家計簿についてであります。環境家計簿は、消費者が楽しみながら、また家計費の節約を励みとしながら、自然に配慮し、特に地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を少なくするライフスタイルに変えていくことができるようになることに主眼を置いて各地で作成されておるところでございます。ぜひ温暖化防止のため、市民の啓発として環境家計簿の普及を図ってはどうか、お伺いいたします。

2点目として、環境マネジメントシステムの国際規格でもありますISO14001についてお伺いいたします。

環境対策を始めるには、まず行政が率先してISO14001の認証を取得し、模範を示さなければ、市民や事業者からの協力が得られないのではないかと考えます。お互いに協働して環境問題に立ち向かうためには、ISO14001を取得し、市が率先して行動することが重要ではないかと考えますがどうでしょうか、お伺いいたします。

次に、ごみ・空き缶のぼい捨て防止についてお伺いします。

最近、親水公園、総合体育館の周りとか、ユースストア佐屋店付近の道路わきの草むらに空き缶及びごみ等が捨ててあると、散歩をしている人から何とかならないかとの苦情をよく聞きます。環境美化条例、通称ぼい捨て禁止条例ですが、本市において、愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例（条例第 117号）があります。その中の第 2 条に、何びともごみをみだりに捨てる等してごみを散乱させることのないようにしなければならない。市民の責務とありますが、あまり守られておりません。よく言われますけれども、シンガポールでは、外国人旅行者であろうと、国民であることを問わず、ぼい捨てを禁止しており、違反者には罰金を課していることで有名であります。また、国内で罰則を設けている自治体を調べましたが、幾つかの市町村で実施されております。先進事例として、静岡県伊東市では、平成 8 年 4 月より、空き缶・ごみをぼい捨てすると 2 万円の罰金を課す条例を制定しております。本市においてもマナーの啓発活動も行われておりますが、一向に減りません。ぼい捨て者を特定することは難しいと思いますが、住民と近隣の方に強くモラルを喚起するとともに、環境美化への関心を高めてもらうためには罰則を設けてはどうでしょうか。また、ぼい捨て禁止の看板についても、今ばらばらな看板になっているかと思しますので、愛西市として統一した看板を設置してはどうか、市長の見解をお伺いいたします。

項目 2 としまして、救急医療体制の充実のために自動体外式除細動器（AED）を設置してはどうかお尋ねします。

近年、高齢化社会の到来や疾病構造の変化等により、救急医療の需要は多様化するとともに、増加傾向にあります。救急医療における突然死が年間約 8 万人と推定され、そのうちおよそ半分ぐらいが心臓病であり、そのほとんどが心筋梗塞や心筋症による心室細動が原因と言われております。

心室細動というのは、いろいろな原因で心臓のリズムが乱れ、心臓から血液が送り出せなくなるもので、時には何の症状もなく突然起こることもあります。日本では、心臓に原因がある突然死、発病から 1 時間以内ということであります。この心室細動の震えを電気ショックで取り除き、心臓の機能を正常化させる医療機器が自動体外式除細動器、通称 AED というものがあります。

救急車が通報を受けて到着するまでに平均 6 分はかかると言われており、時間がたつにつれて救命される可能性が低くなってまいります。また、人は呼吸が停止した場合、2 分以内に救命処置を施せば 90% の確率で命は助かるとも言われております。しかし、この処置がおくれれば、1 分過ぎるごとに 10% から 20% ずつ救命率は低下をいたしてまいります。まさに時間との闘いというわけでございます。この除細動という処置は 1 分 1 秒を争うものですが、日本では救急車の出動した心臓停止者のうち、無事回復できたケースは 3% にすぎないとされておりました。一方アメリカでは、航空機内はもちろん、空港、駅、学校など、人が集まる場所にこの AED を設置しまして、その使用を医師以外の一般人にも認め、救命効果を上げているということです。AED の使用については、以前は医師及び救急救命士しか認められておりませんでした。

したが、昨年4月に厚生労働省通知により規制が緩和され、救急の現場に居合わせた一般市民及び市職員も使用が可能となりました。このAEDは、ノートパソコンほどの大きさと、本体とコードでつながった電極パッドが二つついており、これをパッド表面に描いてあるイラストどおりに右肩と左わき腹に張りつける。操作は、電源ボタンを押すと音声メッセージで救助者に使用方法を指示する。除細動が必要ない場合は、ボタンを押しても通電されないなど、安全に使用できるよう設計されております。一般人も使用できるようになりまして、自治体や警備会社を中心になって講習会が開催されるようになりました。愛西市としても多くの住民が利用する庁舎とか体育館などの公共施設に設置すべきと思いますが、いかがでしょうか。また、講習会については、市の職員から開催していただき、さらに市民全体に向けた講習会を開催してはどうか、お伺いします。

以上、よろしくお願いをいたします。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

まず、地球温暖化防止に対する市の取り組みということで御質問をいただいたわけですが、この二酸化炭素排出を少なくするためには、企業だけでなく、市民の方一人ひとりの心がけから始まることであると考えております。私どももそう考え、広報等でPRし、意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますが、環境家計簿につきましては、豊田市等で啓発として配付しておるようでございますが、現在のところ配付予定はございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

榎本議員の質問にお答えをいたします。

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得についてであります。この環境問題の取り組み、これも黒田勝一議員さんにもお答えしてきました中で重複する点もあるかと思えます。この問題について以前勉強をさせていただいた、これも佐織時代のことでありますが、このISO14001の取得につきましては、規模、組織などにも違いはあるわけではありますが、審査費用としておおむね300万円ほど、取得後も年ごとの審査、年間の登録手数料などが50万前後、あるいは認証事務を委託する県のコンサルタント料なども必要というようなことで、そうした経費を見ますと、お答えしておりますように、市公共施設全体でそうした環境行動計画を、エコプランと言いましたけれども、そうした計画を持って、数値などなどの目標を持ちながら、電気・水道・光熱、ガソリン、あるいはコピーなどなどの削減を目指すということでありまして、もちろん温暖化防止もあります。そうしたことで対応を今後もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。今後一層、職員の認識も指導してまいりたいと思っております。

ごみ・空き缶ばい捨てについての御指摘であります。これも御指摘いただきましたように、道路すべてがそういう缶やごみが散乱しているという状況でありまして、本当にモラル、ルールはどうなっているのかなと思うわけでありまして、啓発の看板も統一的なもの、あるいはよりよいものに今後、不法投棄防止のために設置をしてまいりたいと思っておりますが、御指

摘がありました罰則規定であります。この罰則規定の問題については、これもるる、過去御指摘をいただいた内容かと思いますが、大変特定者が困難、あるいは罰則規定の罰金などを定めて、さあそれを行使するのが大変難しいという状況も勉強させていただいてきております。いづれにしてもこうしたルール、モラルの徹底を啓蒙していくべく、そんな啓発の条例でいるわけございまして、現段階、罰金規定の内容については考えてございません。よろしく願いをいたします。これからもこうしたばい捨てなど、今までもありました、例えば郵便局との通報の協定などもお願いしながら、いろんな点で協力して進めてまいりたいと思っております。

あとまた担当から御説明申し上げます。

### ○消防長（古川一己君）

榎本議員の救急医療体制の充実についての中で、AEDの設置についてという部分でお答えをさせていただきます。

まず、AEDにつきましては、榎本議員の御質問の中でする詳細に御説明がありましたとおりでございます。まずAEDという前に、除細動器、これは電気ショックでございます。心臓に電気ショックを与えて回復させるというものでございますけれども、これにつきましては、私どもの救命士、これが平成3年に初めて救命士に除細動器の使用が与えられました。これも、あくまでも医師の指示のもとでということでございますので、いろんなデータを医療機関へ送りまして、その医療機関の医師が分析し、救命士に対し除細動の処置をしてもよいという指示があったらばでございます。その後、経過いたしまして、平成15年の4月から、救命士にも医師の指示がなくても除細動器が扱えるという法に改正になりました。これは一定の医療機関等の講習のカリキュラム等すべてが整った場合でございます。現在の私どもの救急隊、救命士につきましては、そのもとでの包括的指示のもと、指示なしということで、即救命士の判断で除細動器が扱えることになっております。その後、昨年16年7月でございます。議員の

説明にもありましたように、一般の方がその除細動器——全自動式でございます——を使用することによって救命率が向上するというアメリカの方のデータをもとに、日本でもこれが許可されるようになったわけでございますけれども、既にこの愛知万博の会場におきましても、約100基のAEDが設置されております。そこで、今日まで、聞くところによりますと、5の方が心臓病で心停止状態になって、AEDで電気ショック治療を行ったわけでございますけど、そのうち1の方は残念ながら亡くなりましたけれども、4の方が回復されたということをお聞きしております。また中部国際空港においてもそれぞれAEDが、正確な数字はわかりませんが、何十基というような設置がなされております。また、愛知県の公共施設につきましてもAED設置を進められております。当地区におきましても、佐屋高校、佐織工業高校、永和荘、佐織養護学校、この4カ所に設置がなされていると聞いております。

そういう意味では、今後、この愛西市の公共施設にもAEDを設置したらということでございますけれども、これにつきましては、この施設の使用状況等をよく調査等いたしまして、各担当部局ともども設置に向けての考え、検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願い

をいたします。以上でございます。

#### ○4番（榎本雅夫君）

それぞれの答弁ありがとうございました。

再質問はいたしません、要望と意見を述べさせていただきます。

まず、温暖化防止に対しての愛西市の取り組みという話ですが、先ほども省エネ活動等々、市長さんも言われましたけれども、職員の意識の高揚ということで、使用料の削減を推進していくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから環境家計簿についてですけれども、今も市民部長が言われましたけれども、今のところ考えていないということですが、ぜひまた機会あるごとに検討していただきたいと思ひます。

いずれにしても、環境家計簿は、電気・ガス・ガソリン等のエネルギーや水道の使用量、ごみの量をチェックすることによって、家庭生活に伴う二酸化炭素の排出量が計算できて、そして同時に家計の出費にも役立つようになっております。また、環境に優しい行動のヒントにもなる情報など、具体的なアイデアを盛り込んでおきまして、エコライフアイデア集のような使い方もできるようになっております。なかなか一般家庭で削減するというのは、取り組んでもすぐに効果が見えないために、自分一人が頑張っても、とかく思いがちでございますが、やっぱり一人ひとりの取り組みが大変重要であると思ひます。事実、家庭からの二酸化炭素の排出量は全体の2割を占めておきまして、大型電気製品やパソコンの普及により増加傾向にあると言われております。こうした状況を考えますと、やはり家庭内での環境に対する意識啓発と家族全員での環境問題に取り組むことが重要であると考えます。ぜひこの家計簿は推進していただきたいことを要望いたします。

ISOについては、今、市長の方からも言われましたが、お金がかかるということでもあります。愛西市はエコプランの計画ということでやっておるということでもありますので、またそれを継続してやっていただきたいと思ひます。

それからぼい捨ての件ですが、確かに罰則規定を設けるというのは難しいことは本当にわかります。私も先ほどいろんなところに電話しまして、環境推進課とか聞きました。ですから、実際に静岡の方でも確かに罰金は2万とか、あるいは北海道の町なんか罰金3万円とあるけれども、実際には施行されていないということでありました。確かに難しいと思ひますけれども、何とかぼい捨てをなくすような努力をしていただきたいと思ひます。ですから、さっき市長がおっしゃったように、ぼい捨ての看板をつくっていただけると。今見ていますと、ばらばらなような感じですので、先ほど言いました、統一した看板をお願いしたいと思ひます。

また、毎年ごみゼロ運動を実施しておりますが、そのときだけではないんですけれども、やっぱりふだんから不法投棄がないような啓発活動もしていただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、AEDについては消防長の方からも詳しく設置状況等を言われました。私も今の消防長が言われたことを話そうと思ったんですが、話をさせていただきましたので割愛させていただきましたが、私も先日愛知万博に行ったときに、各グローバルコモンの周

りとか、あるいはほかの場所にAEDが設置されていました。そして私が行ったときは3件、救急命令があると言われましたけれども、4名だということでもあります。いずれにしても、あと皆さんも見たかもしれませんが、夏の高校野球で甲子園球場のベンチのところにもAEDが設置されているのがテレビで紹介されました。そしてまた、先日の新聞にもヨシヅヤの4店舗にAEDが配置されたとか、あるいは今消防長もおっしゃいましたけど、中部空港に36台が配備されている。このように多くの人が集まるところに設置されている現状でありますので、ぜひ前向きに検討をしていただき、庁舎等の公共施設に設置できるように要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○副議長（渡辺治雄君）

これで第4番議員の質問を終わります。

次に、通告順位8番の第16番・浜本七重議員の質問を許します。

#### ○16番（浜本七重君）

私は、議会に出るときに、「女性の声を町政へ」、そして「台所の声を町政へ」というスローガンで出させていただきました。今回は3点の項目で伺いますけれども、こういう女性の声を特に届けたいと思います。

まず1点目でありますけれども、通院可能な治療院の拡大についてであります。

合併と同時に市内の老人に対するマッサージ料金助成事業は、愛西市全体が対象になりました。しかし、現在使用できる治療院は、須依町の平和治療院、西保町の西保治療院、東保町の佐屋治療院、大井町の成田鍼灸院、同じく大井町の大井治療院で、佐屋町のみであります。ほかの地域の住民の方から、「マッサージ券を利用したいので申請したいけど、とても遠くて行けない」、こう嘆かれました。今のままでは、幾ら要望があっても対象となっている治療院まで遠く、実際には利用が不可能な状況となっております。住民の皆さんが利用しやすく、通院可能な治療院をバランスよく拡大していくべきと考えます。

そこで伺います。以前から老人に対するマッサージ料金助成事業が行われている佐屋地域では、年間の利用者は何人ぐらい見えますでしょうか。合併後5ヵ月たちましたけれども、現在まで、ほかの3地域の申請状況を伺います。

また、既に対象治療院のある佐屋地域を除く3地域の治療院の拡大について、何らかの対策は考えられていますでしょうか。治療院のない地域も考えられますけれども、その地域の住民の方々への対応はどうされますか。例えば保健センターなどへマッサージ師の派遣など考えられないでしょうか。また、使用できる治療院を拡大されるなら、いつから利用できるのか伺います。

2点目であります。駐車場の確保で利用の改善についてであります。

市内の佐織総合福祉センターの駐車場は、老人福祉、シルバー人材、保健の総合福祉施設のセンターのため、多くの来訪者があり利用されております。しかし、その利用の割合に比べ駐車場が少なく、合併後の健診日など大変込み合います。保健センターに乳幼児の健診や予防接種に出かけたお母さんたちから、「合併してから特に駐車場が込んで大変。何とかありません

か」と苦情がたくさん寄せられています。できるだけ早い時期に駐車場を確保し、利用の改善を図るべきと考えます。

そこで伺います。乳幼児の予防接種の日が特に込むと聞いておりますけれども、合併前と比べ、合併後の込みぐあいはどうなのか伺います。現在、総合福祉センター周辺の駐車は、最大何台が駐車可能でしょうか。また、合併後、混雑解消に向け何らかの方策はとられているのでしょうか。駐車場を確保する計画はされていますか。計画があれば、内容を伺います。今のままでは、いつか事故など起きはしないか心配されますが、この混雑する状況が続くときは、乳幼児の健診や予防接種などについては、最悪、合併前の旧地域での方法に戻すことが必要かと思いますが、市長の考えを伺います。

3点目についてであります。妊婦健診の拡大で負担軽減をについてであります。

妊婦健診は、母子保健法に基づく妊産婦健診として、前半期と後半期の計2回が無料になります。合併後、県外受診も助成対象になったことでは、今まで対象でなかった地域の方には大変うれしいことです。しかし、妊婦の出産までの健診費用は、治療以外では保険外で実費となり、妊娠12週から23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、そして妊娠35週以降は1週間に1回、また予定日を過ぎたときは3日から4日に1回の健診を受けなければなりません。合計13回ほどの健診が必要であります。産院によって料金は異なりますが、1回の健診費用は、安いところで5,000円から、そして高いところでは8,000円程度かかります。この毎回の健診費用は、給料の比較的安い若年世帯にとって重い負担となっています。

「保険がきかないので、健診に行くときは最低でも1万円は持っていかねばなりません。本当に大変な安い給料で、市の方で無料になる妊婦健診の回数をふやしていただけませんか」、こういう切実な声を出産後の何人かの方からお聞きしました。毎年自治体交渉に訪れる愛知自治体キャラバンの資料によりますと、妊婦健診の回数が一番多かった東海市では、診察、尿検査、血圧測定、血色素量検査の基本健診を補助上限額5,890円で5回補助しています。また、市独自の施策として、妊婦のぜんそく治療の補助も行っており、昨年からは一月30件、年間50万円の予算をつけ、不妊治療の補助を始めたそうであります。師勝町では、少子化対策として町長が提案し、実現の運びになりました。3回の妊婦健診を行っております愛西市としても、市独自で妊婦健診の無料回数をふやし、若年世帯に対し経済的負担の軽減をと考えます。

そこで伺います。現在、愛西市として行っている妊婦の無料健診の内容や市独自の事業、また年間の平均出生数など伺います。

市長が佐織町長の時代に英断実施された就学前の乳幼児医療費の無料制度は、病気になっても軽くて早いうちに医療費を心配しなくて病院にかかれる、こう親御さんはもちろん、おばあちゃんたち、乳幼児を持つ家族の皆さんから大変喜ばれております。私は、おなかに子供が宿ったときから育児が始まると考えます。しかし、そのときから出産するまで、一時的には約50万円という大きな費用がかかります。少子化対策の一つとして妊婦健診の回数拡大をし、若年世帯に経済的支援をされたいと考えます。市長の考えを伺います。

以上3点、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

## ○保健・福祉部長（中野正三君）

それでは、浜本議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目のマッサージ券のことですが、御質問の中でお述べいただきましたように、旧佐屋町さんで行われておりました70歳以上の方に年2回、1回1,500円の助成券をお出ししているものがございます。これは議員御承知かと思いますが、あんま・マッサージ・指圧師・はり師、それからきゅう師等に関する法律に基づいて開業をいただいている方のところの治療院を対象としているわけですが、今、愛西市におきましては、佐屋地区で8軒、そして佐織地区で4軒、立田地区、八開地区におきましては、その治療院としてはございません。そのうちの引き続いておやりいただいている5軒の佐屋地区に、今現在御利用ができる状況下になっておるわけでございます。

申請数等の御質問でございますが、4月以降におきましては、佐屋地区におきましては185人の方、佐織地区はお2人の方、立田地区におきましては4名の方と、それから八開地区におきましてはゼロというような形で御申請があったわけでございます。

今後の展開でございますが、佐屋地区におきましては、御利用いただけるところが当初もっと多くあったようでございますが、その後、治療院の御辞退等があったので今の軒数になったということでございます。立田・八開地区におきましては、治療院はございませんので、願いますわけにはまいりません。佐織地区の4軒のところには、今現在、担当の方をお願いをしつつあるところでございます。それもまた、今後の広報等でのPRを重ねていきたいというふうに思っております。

2点目の、佐織の総合福祉センターの駐車場の確保の件でございますが、特に混雑をするのは、今現在、私どもが認識をしておりますのは、予防接種の3種混合だと認識しております。この場合におきましては、ほぼ月曜日に実施日をしておりますので、体育館のところでは30台ほどの確保ができます。そこもあわせて御利用いただくという形で予定を組ませていただいております。あと施設の駐車場の中には40台ほどがございますが、確かに御質問の中で御指摘がありましたように、複合施設となっております。シルバーもそうですし、老人福祉センターも併設となっておりますので、そちらの御利用の方と競合するといいますか、その点でいろいろ台数が少ないというような御指摘になろうかと思っておりますし、現在、佐織中学校の建てかえ工事で、部分的に確保しておりましたところが一部使えないような状況、実は裏回りのところに入路を使っておりますので、その部分が現在使えない状態になっております。そういうところで、この工事が終わるまでは少し利用の場所が狭くなっていることは事実でございます。

あと、これは市長の方からお答えすべきなのかもしれませんが、確保の点についての御質問を私の方からさせていただきますが、これは浜本議員もかつて御承知のことかと思いますが、高架事業にあわせまして土地取得会計で確保した土地がございます。これを実はこの佐織中学校の工事に前に駐車場として整備をする予定でございましたが、中学校の建設工場の現場と進入路という形で確保がどうしても必要でございましたので、その点でその工事がおこなわれているということが旧佐織町の時代にはございました。ここの確保ができれば、今、名鉄の高

架下のところも名鉄からお借りすることが約束されておりますので、ここの中で47区画ほど、50区画ほどの駐車場が確保できるという形を現在っております。これは中学校の工事が終われば、その駐車場の整備に現時点では入りたいという認識を持っております。

続きまして妊婦健診の拡大でございますが、今2回の健診の内容ということでございましたけど、1回目の内容としては、一般診察、尿検査、たんぱく及び糖の検査でございますが、血圧測定、貧血検査、B型肝炎検査、梅毒検査、これが1回目でございます。2回目としては、一般診察と、同じく尿検査、血圧測定、貧血検査、超音波検査、これは出産予定日で満35歳以上の方にそのことを行うということでございます。現在、そういう2回でお願いをしているものでございます。

あと年間の出生数の御質問でございましたが、これは旧町村の合計の出生を積み上げさせていただきまして、平成14年には625人、平成15年には540人、平成16年には532人ということでございます。

そして、それぞれまた回数の増ということ、今、東海市、それから師勝町の例もお挙げでございますが、その点も私どもは十分に認識しております。ただ、そのほかのところは、私どもと同じような2回という形で、50市ということも御認識はいただいているかと思えます。

こういう無料健診の2回ということにあわせて、私どもとしては、そのほかに妊婦さんへの支援といいますか、仲間づくりといいますか、出産とか今後の子育てについての不安等を取り除くためのマタニティー教室とかパパ・ママ教室とか、妊婦さん同士が交流できる場等の提供という、私どもとしては育児相談とか、そういう形で側面の相談体制、そして子育てへの支援という形で、そういう面の充実もさせていただいておりますので、引き続きその分野でもやっていきたいという考えを持っております。以上でございます。

#### ○16番（浜本七重君）

ちょっと一、二点答弁漏れがあったんですけども、お願いいたします。

治療院のない地域があると言われましたけれども、マッサージ師の派遣など考えられていないのか。また、使用できる治療院を拡大されるなら、いつから利用できるか、この2点をまず伺います。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

答弁漏れ、まことに申しわけございませんでした。

今お答えが漏れた質問でございますが、保健センターへの派遣という御質問でございました。保健センターは、浜本議員御承知のように、診療所という扱いで県に届け出をしております。これは、その中で予防接種・健診事業、そして医業と歯科医業を行う施設として届け出がしております。今御質問にありましたような、マッサージ師さんをそこへ派遣という形は、現時点では診療所という性格上、困難かと存じております。

そして拡大という御質問でございますが、現時点、私の言葉足らずだったと思いますが、拡大という意味は、今の佐織地区におきましての4軒、ここのお願いをするということも一つの拡大の意味でございますので、よろしくお願いいたします。

○16番（浜本七重君）

再質問させていただきます。まず順番に追ってお願いいたします。

先ほどのマッサージの件でありますけれども、もう既に4月から5ヵ月が経過しているんですけれども、当然この治療院が佐屋しかないということについては、ほかのところでも新たにという思いはなかったのか、その辺で、今まで改善がなぜなされていなかったのでしょうか、伺います。

○保健・福祉部長（中野正三君）

私どもとしては、その点におきましては、怠慢と言われればお受けしなきゃならん部分がありますけど、現時点で今後そこら辺を、お受けいただける治療院を早急に、これは治療院の方のお受けしていただけるかどうかということもありますので、一方的に私どもがその方に押しつけるというわけにはまいりませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。御辞退があるかも知れませんが、できる限りのお願いをしていきたいというふうに存じております。

○16番（浜本七重君）

新たに拡大じゃないと言われましたけれども、お願いしていつている状況は理解できます。それは佐織の東地域ばかりですので、本当に利用されたいのは八開とか立田なのか、農家の人が多い、重労働、そして高齢者も多いところじゃないかと思います。申請数では確かに低い、数件と言われておりますけれども、啓蒙も少しはされてないように考えますし、それから「マッサージ券を交付し、もってその費用の一部を助成し、老人の健康増進に資することを目的とする」、こういう事業ですので、対象者の方、70歳以上ですから、その方たちに利用しやすい方法をとっていただきたいと思います。

それから、派遣の件では、先ほどセンターじゃなくて、「センターのなど」という言い方を私はしましたので、それを一言追加しておきます。ぜひ治療院の方に受けていただければいいんですけれども、そのように努力をしていただきたいと思います。

それから、受けていただいた時点で、近所の方にはすぐに使っていただけるのでしょうか。それを1点伺います。

○保健・福祉部長（中野正三君）

今の助成券はそのままお持ちいただいて、そのお金を治療院の方がこちらへ御請求になるという形でございます。

○副議長（渡辺治雄君）

浜本さんに申し上げます。議事進行上のかげんで、もし質問されるなら、できるだけ固めてやっていただくとありがたいと思いますので、お願いします。

○16番（浜本七重君）

その件につきましては、今までいろんなやり方があったので、私は一問一答をやっているんですけれども、わかりました、じゃあそれで行きたいと思います。

先ほど部長に伺ったのは、新たに勝幡の方で4軒ほどお願いしているということですので、

その勝幡の治療院の方に受けていただいたら、新たに申請される方についてはすぐ利用できるのでしょうかという意味です。お願いいたします。

**○保健・福祉部長（中野正三君）**

今の4軒の話は、勝幡に限らずということでございます。

何度も申し上げますように、愛西市全体では12軒の方がございます。そのうちの5軒が今、佐屋地区という形でございます。

もう1点、再質問の中でございました派遣の話でございますけど、あくまでマッサージ師さんをおやりになるには、医業の届け出ということがございます。ですから、簡単にその場所を提供というわけにはまいりません。今やってみえる治療院の届け出がされているはずでございますので、その辺は先ほど申し上げましたような保健センターと同じような届け出が必要となりますので、御承知おきをいただきたいと思っております。

**○16番（浜本七重君）**

続いて駐車場の確保の件でお伺いします。

本当に総合福祉センターの駐車場の件ですけれども、どのお母さんにお聞きしましても、4月から込んで困ると、むちゃくちゃ込むというお母さんも見えます。それで、受け付け開始時間の30分前に行かなければ車がとめられない。子供の都合にどうしても合わせていかなければなりません。それで時間が少しでも遅くなると、体育館前の駐車場にとめなければならないということで、8キロの子供を抱えて荷物を持つての移動、これは本当に大変だという実態を話されました。

それで、先ほど答弁にありましたけれども、確保はいずれきちんとしたものができるということですが、それまでの駐車場の件ですけれども、先月などは120人からの来場者があったそうでもありますけれども、短時間でかなりの駐車場が必要になる。そういう意味では、もっと近くの、例えば院などの駐車場をお借りするという事は考えられないでしょうか。

**○保健・福祉部長（中野正三君）**

御指摘のところは、多分近くの目の前にあるところという形だろうと思っております。ただ、そのやっただくとところも、すぐ近くということになれば、多分私が申し上げている医院さんだろうと思っておりますけど、相手の方もお医者さんとしての業務をおやりでございますので、そこまで私どもとしては、向こうが休院のときに私どもが事業をやる場合には、どうしてもとめることができない場合にはお願いをする場合がございますけど、相手様もお仕事のことでお使いでございますので、そういう点は私どもとしては差し控えさせていただいております。ただ、私どもも職員が出て交通整理等に当たって努力はしておりますし、現状で確かにおとめいただくのになかなか時間がかかるということは承知しておりますけど、その辺もしばらくお待ちをいただきたいというふうに考えております。

**○16番（浜本七重君）**

駐車場の件でありますけれども、47区画を名鉄高架化の下で借りることができるということでありまして、中学校の工事終了後ということでは、実際に使えるのはいつごろになる

んでしょうか。

**○保健・福祉部長（中野正三君）**

工事終了後ということは、年度内は無理でございますので、それ以降整備という形でございますが、もちろん整備期間も必要でございます。そういう形で、日程的には今詳しくは申し上げられませんが、現状を踏まえてなるべく早く整備をやっていきたいというふうに考えております。

**○16番（浜本七重君）**

そうなりますと、5月の健診ぐらいからは使えるかと思っておりますけれども、本当に駐車場が込んであるということでは、いつけがが起るかわかりませんので早急をお願いいたします。

それから妊婦健診の拡大の件でありますけれども、私ごとではありますけれども、7月に娘が出産しまして、子供を授かった喜びの日から9ヵ月、そして産み月の大変大きなおなかを抱えてのつらさを見ながら、そして出産に立ち会うことができました。一つの命が誕生する感動の瞬間、それを生み出す人間の体の神秘さ、女性の強さを再確認いたしました。私は、赤ちゃんがおなかに宿ったときから育児は始まると考えておりますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

私、男でありますので、それでも自分はおかげさまで4人子供がおります。そして今お話にありました、長男の嫁も2人目がもうじき生まれるそうです。今月終わりぐらいなんで、本当に大きいおなかをしておりますし、おっしゃっていただいたとおりだと思っております。

**○16番（浜本七重君）**

じゃあそれを踏まえて再質問いたしますけれども、現在2回の無料の妊婦健診が補助されておりますけれども、佐屋の保健センターの11年度から15年度までの実施結果を見せていただきました。この妊婦健診で、前半期では切迫流産や甲状腺疾患、B型肝炎などの異常が発見されていますし、後半期の健診では切迫早産、骨盤位、正常な位置で出産する形になっていないことを言いますけれども、これらなどの異常が発見されています。また貧血検査では、数値が変更されたこともありまして、前半期で受診数の何と17%から22%に、後半期で41%から46%に上る異常があります。この結果から見ましても、健診の重要さがはっきりしていると思えます。しかし、出産対象の比較的若い世帯、この方たちを考えてみますと、手取り20万前後で家賃が七、八万円、住宅ローンを払っている人もいますし、食べていくのに精いっぱいというのが現状です。そして2人目が欲しくても、出産するまでに50万円かかるということでは、なかなか2人目も決心がつかない。こういう意味でも、少子化対策の一つとして妊婦健診の無料回数をふやしていただきたい。そして、具体策の実現で若年世帯の応援を前向きに取り組んでいただきたいと思えます。これからは予算の段階に入りますけれども、ぜひ前向きに検討され、実施されることを要望いたしますが、市長に再度、この件について前向きに検討できるかどうか伺います。

**○市長（八木忠男君）**

おっしゃっていただいたそうした健診、あるいは乳幼児医療費もそうであります。ある町村は、小学校まで、あるいは中学校ということも御承知のとおりであります。近隣の市町村のそうした状況も十二分に考え、考慮しながら、そして御提案として承っております。

**○16番（浜本七重君）**

この議会の中では、女性の議員はわずか5名しか見えません。どうしても男の方の意見でなかなか取り上げられない状況がありますけれども、女性は全世界でも2分の1であります。よろしく願いいたします。

**○副議長（渡辺治雄君）**

これで第16番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。3時に再開いたしますのでお願いいたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

**○副議長（渡辺治雄君）**

休憩を解き再開をいたします。

次に、通告順位9番の第13番・真野和久議員の発言を許します。

**○13番（真野和久君）**

それでは、発言通告に基づきまして3点質問をさせていただきます。

今回、第1点目は、愛西市のアスベスト対策についてであります。

アスベスト、いわゆる石綿は、繊維状の鉱物で、これまで建材などに広く使われてきました。そして吸い込むと肺がんとか中皮腫になるおそれが非常に高いということで、今問題となっております。そもそも10年ほど前にも、86年にILOの石綿条約が採択されたことを機に、全国的に学校の天井などに使われていましたアスベスト、吹きつけられたものに対しての問題があって、その除去等の対策が行われました。ことしの6月に大手機械メーカーの従業員や、あるいは工場周辺の住民の皆さんの健康被害が発覚し、アスベスト問題がことし再浮上いたしました。その後、アスベスト製品のメーカーなどが次々と従業員の被害実態を公表するに至って、その深刻さがさらに広く知られることになりました。これまでアスベスト製品の回収、あるいは健康被害などについて抜本的に対策をとってこなかった国に対する批判が高まる中で、今やっとな国も動き始めたところであります。

8月2日に、日本共産党の愛西市議団として市に対してアスベストの調査と対策の要請を行いました。小・中学校を含むすべての公共施設についてのアスベストの使用調査を行い、結果を公表すること。また使用されていれば、直ちに撤去すること。2点目には、アスベストを製造した工場や製品を使用した業務を行った会社の調査と、その従業員や付近の住民の健康相談や健診を行うこと。3点目に、古い工場など、アスベストの入ったスレートなどを使用している民間の建築物の調査をし、解体時の安全対策などを徹底すること。こうした要請などの回答もいただいておりますので、それらを含めまして質問させていただきます。

まず、市内の施設等におけるアスベストの使用状況と今後の対応についてであります。

学校など市内の公共施設については、回答の中で9月の補正予算で調査をするというふうになっています。その具体的な対応については、きのうの答弁等でもありましたが、もう一度確認をしたいと思います。

それから2点目は、市内の民間施設についての対応であります。回答の中では、今後、国等の指導指針により対応というふうにされましたが、国から県の方へ要請されているおおむね1,000平方メートル以上の施設などの調査について、今後どうしていくのかについて答弁をお願いいたします。

それから三つ目としましては、住宅や民間住宅について、特に今、アスベスト入りの住宅の屋根材等の使用が明らかになりまして、それが大体500万戸ほど使用されて、大体5軒に1軒ぐらいの頻度でこうした建材が使用されているということも新聞等で発表されました。そうした意味では、普通の民間住宅におけるアスベストの対策、あるいは相談対応ということが非常に重要になっております。また、アスベストを含んださまざまな建材等の処理に関連して、廃棄物などの調査も必要ではないかと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

二つ目は、市民への情報提供や相談窓口の開設を求めるものであります。

今回、アスベスト問題が急速に全国に広がりました。そういう意味では、市民の皆さんも多くの不安を抱えていると思います。そうした中で、住宅の使用も含めて、広範囲にわたる使用が明らかになるにつれて、この不安に対して広報等での情報提供や相談窓口などもしっかり市として対応していただきたい。県、あるいは労基署などに回すということなるかもしれませんが、やはり窓口対応をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、その点について回答をお願いいたします。

その次のアスベスト対策についてですが、三つ目として、民間施設のアスベストの除去や解体などの対応についてであります。

公共施設等については、今後調査を行い、それに基づいて対策を立てられるということで、当然その対策においては飛散等にも十分に配慮しながらこれを回収、あるいは除去していくということはされると思いますが、やはり大事なことは、民間施設においてのアスベストの除去の問題です。これについては、大気汚染法等さまざまな規制はありますが、残念ながら罰則がないのが実情であります。であるからして、こうした除去等がちゃんと申請をされて、そしてそのもとに対応をしっかりとやって除去していただければいいわけではありますが、しかし、それをやみの中でやってしまうということも考えられます。だからこそ、そうした点についてしっかり市として対応していかなければならないと思います。その点についてのお尋ねをいたします。

また、そうしたやみの中で葬られてしまわないように、できるだけこうした除去等が進められるように、住宅などの民間施設のアスベスト除去に対する助成等の検討をぜひとも行ってほしいと思っておりますので、それについてお尋ねをいたします。

二つ目が、辻清掃のし尿処理と浄化槽清掃等を中心とした問題についてであります。

9月9日の時点で、いわゆる岐阜市の産業廃棄物の大量不法投棄事件に関連して、辻清掃及

びその役員1名に対して有罪の1審判決が出ました。その後、9月9日のところで辻清掃としては控訴を、そして役員の方は控訴を取り下げるという形で判決が確定をいたしました。ということで、今後、会社については控訴をいたしました。もし判決が確定した後、市の対応をどうしていくのかについてお尋ねをいたします。その際、当然し尿処理や浄化槽の許可も取り消すということになると思いますので、そうした場合の対応について、いつごろなるのか、時期や、あるいはその後の対応についての詳しい説明をお願いいたします。

それから二つ目としては、し尿処理や浄化槽の処理の許可が取り消しになった場合、当然、即座にこれまで業者をお願いしていたさまざまな住民の皆さんが困ることになってしまいます。許可の取り消しなど、すぐに対応していかなければなりません。という意味で、取り消しが行われた場合、現在辻清掃と契約しているような団体や、あるいは家庭が、すぐに他社との契約をしなければなりません。その点で混乱のないようにその引き継ぎをしていくために、市に適切な対応を求めたいと思います。中日新聞の報道の中では、愛西市は自治体で罪を実証するのは困難で、刑が確定していないと許可取り消しは難しいと言いつつ、その中で、許可が取り消されても行政サービスが低下しないよう準備を進めているというふうにも新聞報道にはなっておりますので、ぜひともその辺について具体的な対応の説明をお願いしたいというふうに思います。

三つ目は、ごみ問題についてです。

この10月からごみ収集が統一されます。その点で若干の質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

10月から統一されるごみの収集に関して、一つは、これまで佐織地区では、特にことしはお盆期間の収集が行われてこなかったわけではありますが、今後、ほかの地区と同様に、同じ形で行われるようになるのでしょうか。また、佐織・立田地区で発行されていた半年分のごみ収集のカレンダーも、これまでどおり発行されるのでしょうか。

さらに三つ目として、最近収集が非常に厳しくなった、よく残されるという声を聞くわけがありますが、混入についての基準などの変更があったのかどうか。もしあれば、それに対してどういう説明がされてきたのかについてお尋ねをいたします。

それから二つ目として、市のリサイクルの取り組みについてであります。

市のリサイクルの取り組み、現状ではどんなことを行っているのか。そして、よくいろんなところで言われておりますが、例えば粗大ごみ等については、自転車や家具などをリサイクルして販売をするんだとか、そうしたリサイクルセンターなどをつくってやっているところがありますが、こうした取り組みを市としてやっていただけないかどうかにについてお尋ねをいたします。

以上について壇上で質問いたしました。あとは席に戻ってやっていきたいと思っております。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは私の方から、まず学校施設について御答弁をさせていただきます。

今後のアスベストの調査をしていく対応でございますが、今議会で調査費をお願いしており

ます中で、調査項目といたしましては、飛散性のアスベスト、飛散性に準ずるもの、また非飛散性のアスベストのそれぞれの区分により、それぞれ施設ごとに使用の部位、場所、数量を把握いたしまして、石綿の含有等の有無を確認させていただきたいと考えております。必要に応じて分析調査もしたいと考えております。その結果をもとにいたしまして、処理の方法を決定していきたいと考えております。

そして、昨日も議案質疑の中で具体的な調査方法の御質疑がありました。同じ回答になるかと思いますが、方法といたしましては、建物の新築時におきますところの仕上げ票をもとにいたしまして調査をいたしたいと考えております。また、改修等を行った箇所につきましても、新たに使用された材料を明らかにしていきたいと考えております。次に現地調査の関係になりますが、現地調査を行って、建物の現在の仕上げを明確にした上で、設計図面等と違いがないかを確認いたしたいと考えております。次にアスベスト製品の製造時期のリストがございますので、それに当てはめまして、製品の製造時期からアスベストが使われているかどうかの有無の判断をしたいと考えております。そして使用材料の分類によりましては、先ほど申し上げましたように、エックス線の定量分析等を別途行いたいと考えております。最後に、図面等に記載がなく、判断ができてにくい材料につきましては、現地で調査をし、確認して調査を進めていきたいと思っております。

そして使用状況でございますが、現在、私どもで確認ができておるものにつきましては、昭和62年、または63年ごろに一部処置がされておる部分につきまして確認をしております。佐織の体育館の放送室の天井の一部、そして勝幡小学校の南館の3階の一部、音楽準備室の一部と、こうしたところによりましては、昭和63年に粉じんの抑制材の吹きつけ等によります封じ込めをして、また天井張り等をして処理を済ませておる箇所が今確認できておる範囲でございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、国が県へ要請をされているという、いわゆる民間施設の1,000平米以上の調査の関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

民間施設の関係につきましては、県が民間建築物における吹きつけアスベスト等の使用状況等について調査を実施するものであります。調査の対象となる建築物につきましては、昭和31年から平成元年までに建築された民間建築物で、議員おっしゃってみえました例、延べ面積が1,000平米以上というものでございます。

調査につきましては、調査対象となる建築物の所有者に対しまして、市町村長名でアスベストについて調査依頼をお願いしまして、調査票を送付させていただきます。所有者は、吹きつけアスベストの使用状況について調査票に記入をさせていただきまして、回答をいただくということで、ただいま準備を進めております。これ以外につきましては、県の動向を見てまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

市民への情報提供、また窓口の開設、民間施設のアスベストの除去等についてお答えをした

いと思います。

先ほどお話がありましたように、アスベストの問題は、今大きな問題として新聞等で取り上げられておりますが、この相談窓口については、建物、建築資材の関係は建築業界愛知県中央県民プラザで、健康関係では保健所に相談窓口がございます。これらとつないでいくためにも、愛西市として健康推進課、建築課等それぞれの場で、複雑また専門的な知識が必要になってまいります。そんな関係で、窓口をどこに絞るのではなくて、現状に合わせて御相談に応じていきたいと考えております。

また、アスベストの除去については、石綿作業主任者という資格保有者の監督の下で作業を行うよう規制がされております。また、除去、解体などの作業は大気汚染防止法の届け、それから吹きつけ部分の除去については、面積によりまして工事計画書の提出等も必要となっております。また、建物解体時に所管の労働基準監督署に届け出をするなど、厳しく規制をされておるのが現状でございます。今後、私どもへも情報が入り次第、広報などで住民の方々にお知らせをしたいと考えております。しかし、民間施設のアスベスト除去の補助については、現在考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に辻清掃問題でございますが、裁判で刑が確定すれば、廃棄物処理法では一般廃棄物収集運搬業の許可については取り消しをしなければならぬことになっており、許可の取り消しを行います。取り消し時期については、刑の確定を裁判所などで確認した後、決裁をとり行うため、刑が確定後2週間から3週間ぐらひはかかるのではないかとお思ひしております。許可が取り消しになれば、当然住民には広報などで、許可業者の変更ということでお知らせをいたしまして、対応をお願ひするところでございます。

次に、10月から統一されますごみの収集についてでございます。また市のリサイクルの取り組みについてでございますが、ごみの収集については、10月より統一することで調整いたしております。佐織地区ではことし8月のお盆休みの収集に休みがありましたが、他の地区では収集しておりました。今後は、このような休みについては年末・年始だけとし、お盆休みはなくしていく方向で検討をいたしております。また、可燃ごみについては祭日の収集も行います。

収集カレンダーにつきましては、10月以降の半年分について、このような形になりますが、簡易的ではありますが、10月広報と同じに全戸配付する予定でございます。

それから、ごみの分別についてございましたが、これは変わっておりませんが、八穂クリーンセンターでの火災、それから処理機の故障などで受け入れが厳しくなっております。分別の悪いごみは残しておりますので、特に不燃物ごみは、処理場に搬入後破砕いたしまして、資源になるもの、焼却するもの、埋め立てるものの区分に分けております。この区分をするときに機械のトラブルが数多く発生いたしますので、受け入れが厳しくなっております。

次に、リサイクルの取り組みにつきまして、資源ごみとして空き缶、空き瓶、古紙、古布、段ボール、ペットボトルの回収を行っており、10月より白色トレーの回収も行うよう準備をいたしております。また、子ども会などが行う資源回収に補助金を出しまして、回収の促進を図っておるところでございます。

自転車などは、八穂クリーンセンター内のリサイクルプラザにおきまして一部のものを受け入れ、修理などを行い、センターで開催されますリサイクルフェアにおいて無料で配付をいたしております。このようなものはトラックで収集になるため、費用面、収集の体制、組合の受け入れなどの問題があり、今後の課題だとは思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

**○13番（真野和久君）**

それでは再質問を行っていきます。

まず最初に、アスベスト対策についてであります。学校施設等については先ほど詳しくお話をいただきましたが、この調査についてですが、民間も含めて、調査期間はいつごろまでにやるのか。また、その結果の発表についてどういうふうにしていくのかについて、まずお尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

アンケート調査の締め切りですが、これは11月11日の締め切りになっております。議員のおっしゃいました結果の発表については、まだ県の方から何ら御指示がございませんので、申しわけございません、わかりかねます。よろしくお願いたします。

**○13番（真野和久君）**

どっちにしても結果を公表していくことが重要でありまして、国に情報を提供しても、国がすべての一覧を公表するというのはなかなか難しいんじゃないかと思えます。ですから、やはり市として何らかの公表をしていくことができないかということについて、まず検討していただきたいと思えます。特に公共施設については、民間と違いますので、何の遠慮も要らないということで、すぐにでも調査結果を公表することはできると思えますが、その点についてどうお考えでしょうか。市長、どうでしょう。

**○市長（八木忠男君）**

公表できることであれば公表させていただきますが、諸省庁のそうした考え方、通達なども聞きながら進めてまいりたいと思っております。

**○13番（真野和久君）**

当然、民間施設等についてはそうしたことも考えられますけれども、実際、特に公共施設に関しては、既に公表しているところもありますので、ほかの市町村では。ですから、国の対応とか、何のあれもないと思えますので、ぜひとも、まず公共施設に関しては、結果がまとまり次第、結果を発表していただきたいと思えますけれども、それはできますか。

**○市長（八木忠男君）**

結果がわかり次第、皆さんにお伝えします。

**○13番（真野和久君）**

よろしくお願いたします。

次に民間の施設のことではありますが、重要なことは、一つは1,000平米以上の施設というのは、所有者に対しての調査票を送ることを今やろうとしていますという話でしたが、何件ぐら

いあるのでしょうか。と同時に、当然、病院や社会福祉施設等についても調査が回っていると思いますけれども、そうしたところの調査についてはどのようにされるのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私どもは民間の関係の方だけしか調べていないんですが、今議員のおっしゃったあれでは62件ほどではないかというふうに、現在掌握させていただいているところではその数でございます。

**○13番（真野和久君）**

病院とか社会福祉施設等の調査についても回ってきていると思うんですけども、それについての対応はどうされるのでしょうか。そこは福祉部長、あるいは市民生活部長、どうでしょうか。ありませんか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

私の方にはそういう調査の方、全然回ってきておりませんのでわかりかねるわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

**○保健・福祉部長（中野正三君）**

すみません、御答弁がおくれまして。

県の民生の関係の部分でございますけど、民生関係のところ、病院は私どもでは一切ございませんので、その問い合わせは来ておりませんが、10月30日までに取りまとめてくれということに来ております。これは今のおっしゃったような社会福祉法人等に係るものでございます。

**○13番（真野和久君）**

社会福祉施設、あとほかにも公共施設に準ずるものとして、例えば私立の保育園や幼稚園とか、先ほど言ったような病院はないという話ですけども、そういったところとか、やはりいろいろとまだまだ必要なところはあると思いますので、ぜひともそうしたところの検討も、特に公共施設でいえば、保育園等は市営のものはやりますけれども、当然子供たちにとっての危険性という意味では、例えば私立の幼稚園や保育園などでもこうした調査等は必要だと思います。それが1,000平米の中に入るかどうかというのはちょっとよくわかりませんが、やはりそうした施設等についての調査というのは必要だと思いますが、そこはどうですかね、教育部長、あるいは福祉部長。

**○保健・福祉部長（中野正三君）**

今申し上げましたものは、1,000平米とは関係ございませんので、私が申し上げました限りは。それで、病院の件でございますけど、病院は私ども経営していませんので、保健所の方から行っているのか、そこら辺はわかりかねるということをお申し上げたところでございます。今の答えは、1,000平米云々でなくて、そういう保育、また社会福祉法人といいますか、特養の関係とかはすべて私どもが取りまとめているというところでございます。

**○教育部長（八木富夫君）**

私立の幼稚園につきましては、現在、情報を知り得ておりませんので、御答弁が申し上げら

れません。申しわけございません。

**○13番（真野和久君）**

もう一度確認しますが、保育園は社会福祉施設関係で出すということですのでいいですね。当然そうした私立の幼稚園等についても、もし市の方で対応していただけるならば、ぜひやっていただけるといいなあと思いますので、よろしく願いをいたします。その点について、市長どうでしょう。

**○市長（八木忠男君）**

当然私どもでということであれば、他の施設と同じように取り扱いをさせていただきます。

**○13番（真野和久君）**

よろしく願いいたします。

それと、先ほども申し上げました、経済建設部長の方からは、先ほどのあれ以外については今のところ考えておらないということですがけれども、やはり住宅について、5軒に1軒という形で非常にやられているということもありますので、アスベストがあるんじゃないかという可能性が非常にあります。それから民間施設についても、1,000平米以下のところでもたくさんあると思うんですね。特に今、老朽化した倉庫とか、そうしたものが至るところにあります。そうしたものが、今後、それに対する不安というものが近隣住民からも出てくるのではないかなというふうに思いますので、その点で、調査や、あるいはもし市民の方からそうした調査や何かをしてほしいとか、そういう要請があったときに、それに対して対応していく必要があると思うんですね。つまり、その調査そのものに費用がかかるし、それに対する助成をしていかなければなかなか進まないという問題もありますので、そうした調査に対する助成も含めて検討をしていただきたいと思ひますし、特に住宅等についてそうした要望があった場合の対応をぜひとも検討していただきたいと思ひますが、その点についてはどうですか。

**○市長（八木忠男君）**

他の自治体、あるいはそうした関係、県などの推移、状況を見て判断させていただきます。

**○13番（真野和久君）**

特に民間住宅については、調査とか除去費用などを助成していくような団体も、例えば東京の千代田区とかでは出てきていますし、また撤去費用、除去費用に関しての融資制度等を考えているところも幾つか出てきています。ぜひともそうしたところを参考にさせていただきなから、一度検討をしていただきたいと思ひますが、その辺について検討をしていただけないでしょうか、市長。

**○市長（八木忠男君）**

先ほど申し上げましたとおり、そうした状況を見て検討させていただきます。

**○13番（真野和久君）**

よろしく願いをいたします。

それではその次、辻清掃問題についてお伺いをいたします。

9月9日の段階で控訴をしたということで、当然、刑の確定そのものが後ろへ延びたという

ことだと思えます。ただ、役員の方は控訴をしないということで刑が確定しておりますので、当然そういう意味では非常に強まったというふうに思います。取り消しについては、刑の確定後、2週間から3週間と言われましたが、先ほど対応についても、許可業者の変更という形で対応したいというふうに言われました。ただ、特に私の地域なんかもそうですけれども、まだくみ取り式のし尿処理をやっているところはたくさんあります。そういったところでは、業者の許可を取り消しましたということで、はいそうですかと、じゃあ次どうしましょうという話になるときに、やはりそんなにすぐに対応できない部分もあります。また、私の住んでいるところなんかでは、町内会単位で業者との間で取りまとめて契約をしているというようなこともやっているわけですね。そうしたところでいくと、当然これまでやっていた業者の許可が取り消された場合、突然、それから全体どこと契約するかという話になってきますし、また料金等を前納で納めている場合もありますので、そうしたものに対してどういう形で業者との間で返してもらうのかというような協議もしていかなければなりません。ですから、その点を考えると、はい取り消しました、じゃあ次考えてくださいと言われたんでは非常に困るわけですね。ですから、それを考える場合において、やはり事前にそういったときのための対応を考えていかなければならない。今気がついているところについては、そういう形で今からどうしようという話もしつつありますけれども、やはりそうしたことについてなかなか気がついていない団体等については、あるいは個人等については、突然言われて、そうですかという話にはなりませんので、当然事前に何らかの対応をしていかなきゃならないと思うんですよ。まずそういう点についてはどう考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

その点についてお答えをいたしますが、先ほども申し上げましたように、確定しないことには許可の取り消しができないというのが現状でございます。現在許可を持っておりますので、その許可は生きておるわけでございます。裁判の結果により、刑が確定して、それから2週間なり3週間たって取り消すわけでございますが、それになって初めてし尿の収集・運搬ができないというような形になるわけです。そのときしか愛西市としてはお知らせできないというのが現状でございます。現在、許可は持ってしておりますので、その点、よろしく御理解いただきたいと思えます。

**○13番（真野和久君）**

今は業者として許可を持っているのは当然わかっております。ただ、極めてそうした取り消される確率性が高いということになってきますと、やはりそれなりの対応はしていかなければならないというふうに思います。先ほど申し上げました新聞報道の中でも、それなりの対応をしているという話もありましたが、やはり相談を受けた場合、そうした適切な指示、あるいは相談に対する適切な指導、対応を市として考えていただかないことには、それまで何もしないということでは、市民の中に混乱を生んでしまうのではないかと思うんですけれども、その点についてはどういうふうにお考えですか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

許可の関係についてですけれども、しないのではなくて、できないというのが現状だと思っております。許可を辻清掃が持っておる以上、現在登録されておるところをお話しすることはできますが、ここが取り消されるということは、私どもでは言えませんので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

**○13番（真野和久君）**

当然ここが取り消されますよという形で対応することはできないと思っておりますが、今の答弁でいうと、もし相談を受けた場合に、もしそういった取り消しをされたとなった場合に、ほかの業者でこういうところがありますよとか、こういうふうにしたらどうですかという形の情報提供とか、あるいは相談に対する対応ということはできるということだと思います。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

現段階では公平にといいますか、許可をしている業者全部の名簿をお渡しするような形になるかと思いますが、よろしく御理解いただきたいと思っております。

**○13番（真野和久君）**

ですから、どこがいいですよなんていう話は絶対できるはずがないんですからね、取り消される、されないにかかわらず。当然そういう相談の対応の仕方としては、やはり受け付けるということだと思います。そういうふうに理解したらいいでしょうか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

し尿の処理につきまして、先ほど申しあげましたように、現在許可されておる名簿をお渡しして、その中で本人さんに選んでいただくような形で御説明をしていく予定でおります。

**○13番（真野和久君）**

はい、わかりました。じゃあそういう形でぜひお願いします。

それと、先ほど許可業者の変更の対応ということで広報をされるような旨がありました。ただ、例えば県レベルでいくと、産業廃棄物の不適正処理にかかわる行政処分要綱などで行政処分を行ったときには、被処分者名とか処分の内容とか、処分の理由とか、根拠条文等を公表するというのを県レベルではやるんですよ。こういうのは、市としてはやれないんですか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

その点につきまして、県当局とも御相談をいたしまして、本来、許可業者を変更するという形で、名前の公表は差し控えるべきではないかというような御指導をいただきまして、現段階では変更という形でお知らせする予定でおります。

**○13番（真野和久君）**

そこについてですけれども、例えばもし許可を取り消されて、許可業者の変更という形で回覧が回ってきたら、市民の皆さんは、それを受けとってわかるかどうかという問題があるんです。当然、今契約している辻清掃がないなあというふうにはなるかもしれませんが、それだけで変更しなければなりませんよという話にはならないと思いませんか。だから、県ではそうしたことをやっているんだし、市としてもそうした明確な対応をしていくことが必要だと思うんですが、どうでしょう。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

先ほど申し上げましたように、私どもも非常に迷いまして、県等、先例等も検討いたしましたし、このような形で進めていきたいと考えております。

**○13番（真野和久君）**

県とか政令指定都市等では、処分の公表というのは要望等に基づいてやっているわけですね。だから、指導している側の県はできて、市の方ではできないというのはちょっとおかしいと思います。ぜひもう一度県と協議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、今回、こういう形で会社側は控訴をいたしました。ですから、9月段階での取り消しはなくなったというふうになるわけではありますが、ただ一方で、その事件に当時関与をしていた役員がその事実を認めて、控訴を断念して刑が確定したわけですね。ですから、そういう点では、会社としてはまだ控訴していますけれども、そのかかわった本人そのものが、中心人物である本人が刑を認めている以上、やはり何らかの処分ということはできないんでしょうか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

これは県でも同じだと思いますが、元役員の件でございますので、取り消しの対象にはならないと考えております。県も同じような取り扱いをするものと思っております。

**○13番（真野和久君）**

県がそういう対応をしているということは非常に大きな問題だというふうに認識しますが、こういうのというのは、例えばほかの都道府県等では処分をしているところはないんでしょうかね。その点については御存じでしょうか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

現段階ではそのようなところは聞いておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○13番（真野和久君）**

ぜひもう一度そういった点も含めて、市独自にしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

それと、今回のこの件について会社側は控訴をいたしました。その理由として、住民らに迷惑をかけられないと。控訴した上で自治体と協議して、業務を続ける方法を模索したいというふうにあります。今はこの係争にかかわっています業者以外にも、幾つかの業者が当然、この愛西市の中では許可業者として並んでいるわけですね。今後、このし尿処理や、あるいは浄化槽の清掃等についての業務に対しての許可業務を愛西市として行っているわけですが、当然今後公共下水道とか、あるいはそういったものが進展していく中で、こうした業者に対する許可に対する市の考え方はどういうふうになっているのかについてお尋ねしたいと思ひますけれども、どうでしょう。例えば新たな業者を今後も許可していくのかどうかとか、そういう点についてはどうお考えですか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

それではお答えします。

先ほど真野議員のおっしゃったとおり、公共下水道、それから集落排水等が整備されてまいりますと、この処理量が徐々に減少してくるわけでございます。現在の処理計画をもってしても、処理計画の中にありますように、その処理能力というのが定まってまいります。それらを勘案したときに、現在の処理業の許可を出しておる業者で十分対応できるのではないかと、現段階では考えておりますので、ふやすというような考え方は持っておりません。

### ○13番（真野和久君）

ということは、今後、新たにこういった許可申請等が出された場合でも、基本的に許可をずる考えはないということよろしいですね。わかりました。

やはりこの問題については、ある意味、特に役員の問題でいけば、役員は当然起訴される前にやめるという形で離れて、会社の業務に影響がないような形で今刑が確定したわけでありますが、当の業者そのものが不正にかかわったという意味では、その事実は隠せない。ですから、それに基づいた対応をしっかりとやっていくことが本当に必要だと思います。そういったところで、ある意味、抜け道をうまく使いながら続けていくということを認めてしまうことは、今後の廃棄物等や清掃にかかわる業務を適正に行ってもらっていくためには見過ごせない問題だと思いますので、その点もぜひとも市としてしっかりとした対応、毅然とした対応を求めていきたいと思っております。6月議会の中でも、市長も毅然とした態度で臨みたいと、産業廃棄物の問題にかかわってそういうふうにご答弁をされておりましたが、そういう考え方に関しては、この問題についても変わりはないと思っておりますけれども、市長としてはどうでしょうか。もう一度確認をしたいと思っております。

### ○市長（八木忠男君）

はい、そのとおりと思っております。

### ○13番（真野和久君）

ぜひとも厳正な対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、三つ目のごみの問題について行きます。

収集についてお盆もやっていただけるという、あるいは祝日もやっていただけるというのは、旧佐織地区の住民としては非常にありがたいと。夏も非常にひどいにおいに悩まずに済むというのは非常に助かっておりますけれども、特に収集カレンダーについては、先ほど見せていただきましたけど、一応カレンダーとしてあります。これまで旧佐織町、佐織地区では、月めくり型のカレンダーを使っていて、そのカレンダーの周りにごみ収集の分別についての絵をつけて説明があるという形になっておりました。それは非常に便利で、皆さん各家庭でそうしたものを台所等に張ったり、冷蔵庫に張りつけたりという形で、非常に皆さん参考にしながらやられていたわけです。そういった点では、そうした分別の問題も含めて、しっかりと市民の皆さんにやっていただく上では非常にすぐれた制度だったと思っております。今回、そういった形で、6ヵ月分を並べて今見せていただきましたけれども、ぜひとも来年度に向けて、これまで

佐織町でやられていたような形態も検討をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

先ほど言い忘れましたが、分別については、10月の折に冊子となったものをお渡しする予定でおります。また広報等でも、それぞれの1ヵ月分の広報の中に掲載もして進めていく予定でおります。そんな形で、皆様方にわかりやすいような形でごみの収集を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○13番（真野和久君）**

分別とか収集の方法に対する冊子をつくって配付されるということで、それは非常にいいことだと思います。ただ、例えば佐屋地区の方々でも、これまで収集のやつを広報の最後のカレンダーがありますね、そこに書いてあるやつをわざわざ破って張っているという人が結構見えるという話も聞きました。その点では、これまで佐織とか立田でやられてきた方法というのは非常にすぐれた方法だと思いますので、ぜひとももう一度、来年度に向けて検討をしていただきたいと思いますが、どうですか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

私も認識が少しずれておりましたので、確認させていただきました。また簡易的なこういうカレンダーのことも検討の中に入れて、来年に向かって進んでまいりたいと思っております。

**○13番（真野和久君）**

ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、先ほどの分別の問題で、特に不燃物に関して、焼却場での分別機の故障等で非常に困っていて、そういう点で分別収集の強化をしているというお話がありました。ただ、市民の皆さんの中では、これは回収できませんとってぺたっと張られて、それだけではなかなかわかりづらいという問題もありますので、そういった点でしっかりとした情報、例えばこうこうこういう理由で回収できませんとか、あるいはそういった故障等が頻発しているので、こういうことで厳しくやっておりますので御協力をお願いしますという形の、広報とか協力のお願ひということはやられないんでしょうか。ぜひともやっていただきたいんですが。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

先ほど申し上げましたように、非常に厳しいとおっしゃるかもしれませんが、衛生委員さんを通じまして、ある程度の期間はその集積場所に置いておいていただいて、皆さん方にこういうのは収集しないんだということもお知らせしながら進めていくような形で、また衛生委員さんとも連絡をとりながら、こういう形でこのものは集めませんでしたというようなお話をしながら、またいつまでも置いておきますと困る場合も出てきます。そういうときは御相談に、それぞれの状況によりまして集めるような形もとっておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

**○13番（真野和久君）**

大事なことは、やはり市民の皆さんにわかっていただく、理解していただくということが非常に大事ですので、その点に重点を置いてやっていただきたいと思います。

それと、もう1点だけ質問を忘れておりましたのでお願いしたいと思いますが、アスベスト問題について、特に窓口を設けてほしいという話をいたしました。健康推進課とか市民生活課、それぞれのところで対応しますという話でしたけれども、市民の皆さんにわかりやすくやっていくためには、特にアスベスト問題、今非常に大事になっていますので、そうした点では、まずわかりやすい窓口を示していくことが非常に大事だと思うんですね。だから、そこはそれぞれのところで、最終的に回るかもしれないけれども、この場合はこっちへ、この場合はこっちへということではなくて、まずそこへ相談していただければ、そこから回しますよという形で、わかりやすい形の対応が求められると思うんですよ。だから、そういうアスベスト対策の窓口を設置している市とかもありますので、中での対応は当然それぞれあると思いますけれども、まず入り口をしっかりと示していただくことが一番大事だと思いますので、そういう窓口をつくっていくということも、今後いろんな問題が出てくるとは思いますけれども、そうしたときにもすぐにそういった対応窓口をつくって、そこから対応しますよという形をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。そうした市民の皆さんにわかりやすい対応という点で考えていただきたいと思いますが、市長さん、どうでしょう。

#### ○市長（八木忠男君）

担当が申しあげましたように、担当窓口で対応するべく検討しておりますし、相談窓口という、例えば下に置くとか、当然していくと思います。

#### ○13番（真野和久君）

まず入り口として、アスベストの相談はここへ行ってくださいということをやられていますか、例えば支所等で、そういう形の対応には今なっていないと思いますけど。ですから、そういったところをまず窓口としてやっていただきたいと思っているんですが、どうでしょうか。

#### ○助役（山田信行君）

要は相談窓口の一本化ということでございますので、私ども当初は、健康被害であれば健康推進課で受け付けようかなあといういろいろ思っておりましたけれども、アスベストの関係については、とりあえずは環境課でまず受け付けまして、健康被害的な相談であれば、健康推進課なり、最寄りの保健センターの方へ回すことがあるかもしれませんが、とりあえず第1段階の受け付けは環境課で受け付けをさせていただくということで徹底をします。

#### ○13番（真野和久君）

ぜひよろしく願いをいたします。そういったことで、環境課でやるということもぜひ広報をしっかりとよろしく願いします。

それに関連して、非常に不安に思っていることは、実は愛西市のホームページです。ホームページの中に、例えばそういった形の対応がなかなかされていないということと、それからさまざまな健康の問題とかで相談したいと思ってクリックをしますよね。そうすると、どこにつながるかという、合併のときに加えられました概要、相談のさまざまな業務内容の、その

PDFにつながるんですよ。それ以上の詳しいことは全然わからないんですね、実際、今。だから、そうした問題も含めて、ぜひもう一度市民サービスということであると、ホームページの改善も含めて検討をしていただきたいと思います。それは今回の質問とはちょっとずれますので、お願いとしてぜひとも承っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**○副議長（渡辺治雄君）**

これで第13番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。4時10分に再開いたしますのでお願いいたします。

午後4時00分 休憩

午後4時10分 再開

**○副議長（渡辺治雄君）**

休憩を解き再開いたします。

次に、通告順位10番の第3番・吉川三津子議員の質問を許します。

**○3番（吉川三津子君）**

環境、子供重視の立場で、そして生活者起点の視点で質問させていただきます。

私の本日の質問は、6月議会に引き続き、行財政改革問題への取り組みと、環境問題として産業廃棄物処理施設についてお聞きしたいと思います。

ではまず最初に、市民ニーズをつかんだ行政運営が結果的にはむだな事業をなくすという考えのもと、行政評価システム、総合計画作成、巡回バスについて伺います。村上議員の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

6月議会では、市長が公約で上げられました政策の取り組みの予定について質問させていただき、研究しながら前向きに取り組んでいくとの答弁をいただいております。そこで本日は、前回の質問を少し掘り下げ、この公約をどのような手法で達成していくのかについて質問させていただきたいと思います。

9月には津島市が職員削減や補助金カットを宣言されました。愛西市においては、合併後、10年間は地方交付税の算出方法が優遇されますが、その後、段階的に通常の算定方法に戻り、また合併特例債を借りれば、10年目以降に返済のピークが来るといったことが待ち受けております。産業面などから考えると、私は津島市以上に苦しい財政状況となるのではないかと大変心配しております。何とかこの合併特例期間である10年間で、少しでも自立した自治体となることが重要課題であり、行政評価システムと連動した予算編成の仕組みづくりが不可欠と考えておりますが、職員の皆さんにおかれましては、政策効果を客観的に評価といった新しい分野の仕事に苦闘されているのではないかと考えております。行政評価システムを導入せよと言葉で言うのはとても簡単です。しかし、この評価の指針を何とするのかがとても重要であり、今後の愛西市の行財政改革の心臓部分となりますので、大変とは思いますが、十分な審議の上進めていただきたいと思います。最初をお願いをさせていただきます。

今までは、民生費に幾ら幾ら使いました、教育費には幾らですといったように、費やした金

額で事業評価がされてきました。このような考え方であれば、ハード優先で、ソフト整備が後回しになるのは当然であり、市民の欲望を満たすような事業展開は期待できません。これを改め、市民の満足度を指針にしての行政評価の手法が、東海市など多くの自治体で取り入れられ始めています。総合計画の作成も、市民のニーズが反映されたものでなければ、結果としてむだな事業の実施につながります。また、巡回バスについても、合併協議会で合意された事項であり、緊急課題として行政では取り組みがされていると思いますが、成功事例の方が少なく、大変難しい事業でありますので、十分な市民ニーズの調査と手法の研究が必要であると考えます。

巡回バスにおいては、利用者も少なく、失敗となれば、導入時での税投入だけでも多大で、大きな損失を市民に与えるのはもちろんのこと、再びバスを走らせることは困難になってしまい、結果的には将来にわたり住民の足を奪ってしまうことにもなります。そんな失敗を避けるためにも、こんなバスがあったらいいではなく、こんなバスなら乗ります、1週間に何回乗りますといった、乗りたいバスではなく、乗るバスのニーズをつかむ必要があると思います。先ほども申しましたように、巡回バスはコストもかかり、成功例よりも失敗例が多い事業で、成功事例も路線バスの廃止になったところにコミュニティーバスを走らせたり、スクールバスと併用したりする事例が多く、愛西市の立田・八開地区では、この二つとも該当しないということで、十分な調査・研究が必要です。私は、高齢化社会を迎えるに当たり、若夫婦は共稼ぎをしなければならない社会となり、お年寄りの足の確保は重要な問題だと考える立場から、2点の質問をいたします。

合併直後には、損だ得だとの御意見を市民の方々から伺うこともありましたが、最近では、子育て事業にも旧町村の垣根を越えての参加となっており、市民の皆さんの順応は早いなあと喜ばしく思うと同時に、合併前と後の市民意識の変化も感じております。このような変化を踏まえ、市民の正確なニーズをつかんだ上での総合計画づくりや巡回バス計画を作成していくことが重要と考えますが、現在の総合計画作成、巡回バス事業に関する進捗状況と予定について伺います。

それからもう1点、これから進めるに当たり、合併後の市民意識調査は不可欠と考えますが、その予定があるかについて質問通告に出しておりますが、村上議員への答弁に加え、何かほかに説明いただけることがありましたら御説明をお願いいたします。

次に、小さな三つ目の質問ですが、そろそろ来年度の予算作成の時期かと思えます。合併1年目は旧町村の事業をそのまま受け継ぐということで、市民にも理解いただいているわけですが、2年目もこのままというわけにはいきません。市民会議などを設置して行政評価に取り組んでいくにしても、行政が行っている事業や各種団体が行っている事業などのピックアップは行政の仕事として不可欠な作業となるわけですが、今行われている事業の中で、時代やニーズに合っていないもの、既に他の組織で同じような事業が担われているものなど、職員で判断できるものは、統合なりカットなりしていく必要がありますが、事業の継続・統合・廃止等の作業はどこまで進んでいるのか、お聞かせください。

次に大きな2番目の質問、子育て情報の発信と指定管理者制度について伺います。

子育て情報の発信につきましては、6月議会でも質問させていただき、前向きに考えていただけるとの答弁だったと思いますが、3ヵ月たち、どう取り組みが進んでいるのかを伺います。この子育て情報の発信は、若いお母さん方からの強い要望があり、昨日も立田保健センターでのびのび教室に参加されていた方が、「のびのび教室は広報に載るからいろんなところからみんながやって来る。でも、私たちは、佐屋や佐織の児童館でどんな行事があるのかわからないから行くことができない。佐屋や佐織の人はたくさんの情報があっというんですね」とおっしゃっていました。広報の一、二ページを割くか、また簡易印刷でよいので、1枚広報と一緒に配付するだけでも皆さんの要望が達成できると思います。児童館や子育て支援センター、保健センターの情報を1ヵ所にまとめて表にするだけの作業ですが、子育て情報の発信は、いつどのように始めていくのかお聞かせください。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

18年9月までに、直接管理とするか、また指定管理者制度へ移行するかの判断をすべての公共施設において行わなければならないわけですが、残り時間もあとわずかとなりました。勝幡児童館や草平児童館の事例により、民の活力がどれくらい発揮され、効果を上げているのか、今後の参考になればと、先日、この指定管理者制度が導入されている児童館を訪問させていただきました。市として、この二つの指定管理者制度導入の効果と委託の場合との相違点をどう見ているのか。また、毎年事業報告がされるわけですが、その目標達成評価はどのようにする予定なのかを伺います。

また、現在、それぞれ個別の施設の設置及び管理条例のみで指定管理者制度が導入されていますが、市長の考えは、この指定管理者制度を導入しながら、民力を活力として行革に取り組むとのことですので、当然市として指定管理者制度の考え方を示す手続条例の制定がされると思いますが、制定の方向で検討がされているのかどうか、お伺いいたします。

最後に、議案質疑でも触れました産業廃棄物処理施設についてお伺いいたします。

まず最初に、全国一の不法投棄事件として大きく報道されました岐阜県の善商問題に関与し逮捕された、辻清掃の産業廃棄物処理施設の譲渡問題についてお伺いいたします。

廃棄物処理法は、別名「ざる法」とも言われ、業者に優しく、地域住民には厳しい法律であります。私のごみ問題に関心を持ったのは、私たちはスピード違反をすればすぐに捕まり、罰金を払わなければならないのに、産廃業者は違反を犯しても捕まらないし、罰金も払わなくてもいいのはどうしてだろうという、大変素朴な疑問からでした。その後、廃棄物関連の法律に関心を持ち、独学ではありますが、いろいろ勉強を重ねてまいりました。

辻清掃は、従業員が設立した有限会社愛西クリーンセンターに、3月、柚木にあります産廃焼却施設を譲渡しております。会社の看板は変わりましたが、従業員等は同じであると聞いております。これと同じような事例は、ことしに入り豊橋でも起きており、朝日新聞でも大きく問題提起されました。この豊橋の事例は、あのウミガメの産卵やサーフィンで有名な表浜海岸に汚水を垂れ流したということで、宮川工業という会社が逮捕されたものですが、本来ならば

欠格要件に触れ、許可取り消しとなり、操業ができなくなるべきなのでしょうが、これもまた新たな会社を起こし、操業の続行が認められています。表浜海岸に沿ってコーヒ色の汚水の帯が伊良湖まで延び、毎年サーファーたちは海に入ると吐き気を催したり、下痢をしたり、大量の貝が死んだりといった状況が続いていました。サーファーや地元の方々の監視活動により、やっと業者が逮捕され、その処分場の操業がとまるものと地域の方々が喜んだのもほんのつかの間でした。そして同じようにやっと操業がとまると喜んでいた辻清掃の焼却炉が譲渡されたことを佐屋の地元の方々が知ったのは7月。辻清掃と地元自治会、そして佐屋町と辻清掃は公害防止協定を結んでいたと聞いております。地元との協定では、施設の譲渡の項目に、「施設の一部または全部を第三者に譲渡する場合は、本協定を引き続き締結できるものでなければ譲渡してはならない。譲渡を行うときは、あらかじめ書面にて提出しなければならない」としています。この協定がありながら、3月に県は施設譲渡の許可をしています。これはどういったことでしょうか。愛西市もしくは佐屋町は、この譲渡のことをいつ知ったのでしょうか。また、佐屋町が辻清掃に地元と結ぶようにと指導した公害防止協定が破られ、手続が進められていることに対して、愛西市はどのような措置をとってきたのでしょうか、お聞かせください。

また、私ごとではありますが、最近では瀬戸市の名古屋学院大学の隣地に産廃施設ができるということで、大学が設置した産廃対策委員会と協力して産廃問題に取り組み、その結果、施設設置を不許可にすることにも携わってまいりました。そのときの不許可理由は、経済的基盤、おそれ条項も含まれた画期的なものでした。書類や要件が整っているから許可をおろさざるを得ないとすぐに県は言いますが、地元の皆さんの小さな情報の積み重ねが許認可権に大きな影響をもたらすことを、身をもって体験してきた一人であります。

愛西クリーンセンターは、辻清掃に3ヵ月勤務をただけの職員が起こした会社であること。資本300万円の会社で、辻清掃に2億円以上の借金をしており、毎月返済をしながら操業をするものであり、経済的基盤に心配があること。土地は経営者のものではなく、辻清掃の抵当に入っており、根抵当もついていること。24時間操業になり、休む間もなくにおいに悩まされる心配が地域の方にあること。また、平成16年に炉の改修がされていますが、その後も悪臭などの苦情が続き、炉が構造基準を満たしているからといって、よい操業ができるとは限らないことなど、公文書や地元説明会からさまざまな心配が地元にあることを感じております。

愛西市においては、ごみ処分場問題に取り組む方々も多く、このような活動が新たな産廃施設の建設を食い止めているのではないかと考えています。こうした生の声を大切に市が動くことが、結果として愛西市の環境を守ることに繋がると考えます。

そこでもう1点質問です。公害防止協定で廃棄物処理法上の手続をストップすることは難しいのは承知していますが、それは県の言い分であり、市として公害防止協定はしっかりとした業者と市民との約束事でありますので、この協定をクリアしないと操業はできませんよとのスタンスに立ち、業者や県と話をしていくべきであると考えます。この佐屋町が締結を進めた地元公害防止協定の存在を踏まえ、市は今後どのような方針をとっていくのか、お聞かせください。

い。

次に、旧立田地区にあります西日本工業について伺います。

ここは、平成14年のダイオキシン規制をクリアできないので操業をやめた炉がありました。実は操業を廃止した炉が放置され、今後朽ち果てることにより、炉の内面に付着した有害物質が環境汚染をもたらすことを危惧し、その対策について質問しようと事前通告を出させていただきました。質問の前にもう一度現場確認をと訪れましたところ、焼却炉がなくなっているという新たな問題にぶつかり、戸惑っているところです。焼却炉の解体は、労働者にとって大変危険な作業であり、飛散防御さくやガスマスクなどを利用しての解体が義務づけられており、解体作業を行う施工業者は、労働基準監督署に解体届を出さないと解体できないことになっています。その足で海部事務所と津島労基署に確認に行きましたが、海部事務所は、人事異動があり、炉の廃止届が出ているので、初めから炉はないと思っていたとのこと。廃棄物処理法上の廃止届が出た瞬間、廃炉があるかないかのデータはどこにもなくなってしまいます。炉の解体は何年以内に必ずしなさいという規則もなく、その場で朽ち果てたり、届け出なしで解体の横行も心配されます。解体届を出さねばならない炉は産廃炉に限らず、工場内で使われている一定以上の処理能力の小型焼却炉も含まれています。これら廃炉問題が現行の法律でフォローできていないとなれば、環境保全、市民の健康、安全を担う役割を担っている市として環境監視の役割を担うことになってしまいますが、市として対処できないならば、その旨、県に廃炉の管理を要望していくべきだと考えますが、市としての考えをお伺いしたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

#### ○企画部長（石原 光君）

御無礼いたします。それでは、私の方から企画部に関連する御質問につきまして、多少前後いたしますけれども、順次御答弁をさせていただきます。

まず第1点目の、総合計画の作成に係る進捗状況の関係でございますが、これは村上議員さんの方へのお答えと重複するところもございますけれども、その点お許しをいただきたいと思います。

新市総合計画の策定につきましては、19年度までの約2年半をかけまして策定していきたいと考えております。それで、現在のところは、策定支援のためのコンサル、委託業者の選定作業を進めているのが現状でございます。それで、本年度の作業につきましては、策定のための基礎調査といたしまして、住民意識調査の実施を予定しております。また、それに伴うアンケート調査表の作成のためのグループインタビューの実施、総合計画審議会の委員さんの公募、それからまちづくりへの提言募集もあわせて進めていきたいというふうに考えております。

2点目の、合併後の住民意識調査、いわゆる市民意識調査の実施をとということで、考え方についてお答えをしたいと思います。

今回の計画づくりににつきましては、住民参加型の計画づくりを一つのテーマとして掲げております。まず、愛西市に暮らす市民の皆さん方、いわゆる住民の皆さん方が生活の実感として持っているニーズをとらえる必要がございます。そういったニーズをとらえることが大変計画

づくりにおいて重要ではないかというふうに考えております。それで、先進市といいますか、他の自治体の取り組みもいろいろ今日まで勉強をさせていただいてきております。また先日、実はNPOの団体についても取り組んでいきたいということを申し上げておりますけれども、そういった団体のお話を聞かせていただいたこともございます。それで、その中で提案をされておりましたのが、やはりアンケート調査表の作成という点について、まず市民の皆さん方の意見、いわゆるグループインタビュー的なものを行いながら、市民の皆さん方の生活実感というものを十分把握する必要があるんじゃないかと。そして、そういった御意見を記録、分析することによりまして、住民の皆さん方のニーズをそこから洗い出すと。そして、そういったものをもとにしてアンケート調査表を作成していくというような、アンケート調査作成一つとってもそういったような段階を踏まえて実施していくと、これが今どこの市町でも取り組まれている現状でございます、本市としても、そういうような住民意識調査一つとってもそういった取り組みをしていきたいというふうに考えております。それで、やはりこういった手法というのは、新しい試みになります。当然市民参加型の計画づくりを進めていく上で有効な手法ではないかというふうに、現状のところ分析をしております。

そこで、住民意識調査、これは後の巡回バス、そういった項目も含めて住民意識調査について、そういったNPO団体の協力をいただいて進めていきたいというふうに現状のところ考えております。

それから、次の予算編成時期の関係で、その事業の継続・統合・廃止の作業はどこまで進んでいるかという御質問をいただいておりますけれども、やはり18年度の予算編成に向けて、きょう午前中に黒田議員さんの方からも御質問をいただきまして、総務部長の方からお答えをさせていただいておりますように、やはり市民の皆さん方の意向というのは十分酌んでいかなければならないというふうに思っております。それで、現状のところ、地区行事等のあり方も踏まえまして、検討すべき事業のピックアップには、現状財政課の方で取りかかっております。ただし、こうした事業の中には、御案内のとおり、今まで合併調整といいますか、合併協議をいただいた中で調整方針という決定されたものもございます。必ずしもこういった予算編成一つとっても、行政サイドの一方的な作業でやるものではないというような認識を持っております。それで、先ほど申し上げましたように、一方では将来の財政状況も勘案しながら、やはり先ほど申し上げましたように、一つの地区の行事を予算に位置づけするにしても、そういった意向を的確にお聞きしながら、18年度予算編成に向けて検討すべき問題であるという認識を持っております。

ですから、現状としてはそういった方向で今進めておりますけれども、御質問のような事細かい整備といいますか、そういった作業は、まだ現時点では状況としてはつかんでおらないのが現状ですので、その点御理解いただきたいと思います。

それから最後の指定管理者制度の関係で、手続条例の御質問をいただいておりますけれども、吉川議員おっしゃるように、18年9月1日までにはこの指定管理者制度というものをきちっと位置づけしていかなければならないということは重々承知をしておりますし、またどこま

での施設を指定管理者制度の対象施設とするのか、また午前中にも総務部長の方から答弁をしておりますように、管理・運営を受託している団体、あるいは働く職員の雇用など、そういった課題もございますが、基本的には指定管理者制度を取り組む前提で、議員おっしゃるような指定管理者の事務条例の制定というものについては必要であるという考えでおります。それで、この事務条例の関係につきましては、12月議会上程に向けて、今内部で検討を進めておりますので、また議員の皆さん方にもそういった条例の制定が調った段階で、先ほど申し上げましたように、12月議会の方へ御提案申し上げたいというふうに現状としては考えております。よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（杉山政男君）

それでは、私の方からは巡回バスの件について御答弁させていただきます。

巡回バスにつきましては、御存じのように、佐屋・佐織地区において運行がされておりました、立田・八開地区におきましては、検討委員会などを設置して検討がされてきた経過がございます。

立田・八開地区を含めた巡回バス検討の進捗状況の件でございますけれども、旧4町村のその当時に携わった実務担当者も含めた中で、巡回バス検討委員会の会議を行っておりまして、現在2回開催いたしまして、問題点を出し合っております。これまでの4町村の取り組み状況も含めた中で、今申し上げました問題点を検討しているところでございます。

そして、デマンドバス等の業者も呼んで説明を聞いたわけですが、次回の検討会では、今いろいろ調べた結果、現在運行している自治体、四日市、もしくは鈴鹿市でございますけれども、そこに導入までのプロセスや現状について勉強に伺う予定でございます。これは議会の終了後になろうかと思っておりますけれども、そういう形で計画しております。

市内全域の運行及びルートについては、地域住民の皆さんの正確なニーズをつかむことが最重要であると考えております。この意見を聞く場等、いろいろな手だてを研究しながら、また今申し上げました四日市等の先進地も視察しまして、研究しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

それでは、子育ての情報発信ということでございますが、御指摘のように、お話にございましたように、保健センター、保育園、児童館、それから勝幡及び美和多保育園さんで行われております子育て支援センターなどなど、子育て等に関する情報が一体化されておられません。それで、それが各施設のところに総合的に行っているかという点、そうでもございません。ですから、御指摘のようにそれを集約するのか、また集約が困難なものについてはそのまま御掲示をいただくような形を私どもでとるのか、その辺は、当面合体ができなければそのまま送って、皆さんのお目に触れるような形をとりたいと思っておりますし、御指摘のありましたような市広報、それからホームページ等が今後の重要な案件になってくるかと思っておりますけど、その辺を十分に考えて的確な情報、そしてまた御利用いただけるような情報を早くお知らせするような手だてを講じたいというふうに思っております。

それから、2点目の勝幡児童館が、これは勝幡・草平児童館という形でしたが、私自身が携わった旧佐織町の児童館におきましては、勝幡児童館におきましては、指定管理の制度は来年の9月までオーケーだったんでございますが、草平児童館が今年の6月からという形でもございましたので、指定管理をとらざるを得ませんでした。それで、一体なものとして指定管理の制度をやらせていただきましたけど、ただ、急遽したものですから、御指摘のような評価の指標等においては、私ども現在持ち合わせてはございません。今後、指定管理の制度を整備する中で、それは再度考えたいとは思っております。

その事業の評価といいますか、そこに至る状況下のところで、旧佐織町が社会福祉協議会へ委託するという前提のもとでやったときに、その中で指導者には子供さんに携わられた方のベテランをという形で、元の保育園の園長、そして教員の方という形で、嘱託職員さんとしてトップのところに御就任をいただいた経緯がございます。今もそれは続いております。あと、これは県費補助で、国も入っているかもしれませんが、数字的にはうろ覚えでまことに申しわけございませんけど、民間委託として児童館をしている部分におきましては、たしか年間240万ほどの補助をいただいております。これは市の方へ入ってくる部分でございます。それから、その利用状況におきまして、現場をごらんいただいたということでございますが、地域の方には非常に好評を得ていると私どもは考えております。勝幡におきましては、20人の定員のところ、現在26名の児童クラブでございますが、おいでいただいておりますし、草平児童館におきましては、30名の定員のところに38名の方がいただいております。定員オーバーもやむを得ないというような状況下で今やっております。それぞれまた児童館のメニューの中でも相当の人数の御利用をいただいております。的確な評価の仕方は、現在何も持ち合わせておりませんが、そのような状況下での評価といいますか、数字で評価をさせていただいているのが現状でございます。以上でございます。

次は市民生活部長からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から辻清掃の問題につきまして御答弁をさせていただきます。

この辻清掃の焼却施設譲渡については、海部事務所環境保全課に譲り受けの許可申請が出されまして、3月に許可がされております。この許可を私どもが知ったのは6月でもございました。先ほど翠川議員もおっしゃいましたが、地元との公害防止協定の中で、譲渡するときには事前に地元住民に同意を得ることになっておりました。このことにつきまして辻清掃に問い合わせをいたしましたが、明確な返答が返ってきておりません。また、新しい事業者に今までの経緯をお話しし、住民説明を十分に行い、協定を結ぶようお話をしているところでございます。また、海部事務所にも、住民同意を得た後でないと処理業の許可を出さないように要請をいたしております。今後とも地元住民の理解を得てから操業するよう申し入れをしてまいります。

次に、西日本工業の焼却炉につきましては、平成15年7月14日に廃止の届け出が海部事務所環境保全課に提出されております。その後、海部事務所が現場において焼却灰の処理などにつ

いても確認したと聞いております。今では焼却も行っておりませんが、保管での指導は行ったと聞いております。今後につきましても、問題等があれば海部事務所に強く要請してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

### ○3番（吉川三津子君）

では、順次再質問させていただきます。

最初の総合計画、巡回バスについては、今まででも4町村にない画期的な総合計画づくり等がされ、市民参画も市長の公約どおり取り入れられるということで、大変歓迎しております。

また、行革といいますと、削減とかカットという暗いイメージがありますので、そういったものではなく、創意工夫や新鮮さ、何かが変わるというような、そんな期待を市民の皆さんに与えるような計画づくり、市民参加がされていくことを私は願っていると同時に、このニーズ調査というのは、すべての部署でこれから利用できる市の財産になると思っております。それが企画部の方できちんと、ここで得たデータが各部署で使われるような手だてをお願いして、この件についてはそれだけにしたいと思っております。

またもう1点、感想としましては、この総合計画ができることによって、多分議員の皆さん方も、今までの4町村が持っていた事業すべてが市の財政でできるだろうかとか、そういった不安等が払拭されて、スムーズな行政運営がこれからされていくのではないかとということで、大変期待しております。職員の方々だけで事業を切るというのは大変難しいことかと思っておりますが、できる部分につきましては努力をしていただき、また総合計画ができた段階で、やはりこれはやるべきだったということになれば、またそういったことも考えられますので、積極的なこういった財政のカットというのは、市民の生活の安定にもつながってまいりますので、取り組みをよろしくお願いをしたいと思います。

それから、次に子育て情報の発信についてですが、これは6月議会でも取り上げまして、前向きにということでしたが、民間の私たちが考えますと、児童館とか子育て支援センターから月の行事を1枚ファクスいただいて、それをまとめて表をつくればできるんじゃないかというような感覚でいるんですが、なぜ行政がするとこんなに手間がかかるのかという、今御答弁をお聞きしてそんな感想を持っております。もしかして、何か今までの児童館運営とか、そういったものでなかなか連携がとりにくい、一カ所に情報がまとまりにくいという事情があるならば、その1点をお聞かせいただきたいと思います。

### ○保健・福祉部長（中野正三君）

今の御質問でございますけど、まとまりにくいということは決してございません。ただ、今それぞれがそれぞれのお考えで、お考えでというのは、私どもの勝手な言い分かもしれませんけど、自分のところなりのお考えといいますか、すばらしいものをつくっているというようなお考えの中のことでございます。日程的なことだけ御案内すればそれで済むのかもしれませんが、それだけではやはり情報発信にならないというふうな部分もあろうかというふうには思っておりますので、それはまたそんな難しいことでは決してないと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

### ○3番（吉川三津子君）

住民の知りたい情報というのは、そんな難しいことではなく、何月何日に何があるかということだけですので、そんなに深く考えることはございませんので、ほかの市町村でも取り組みがされていることですので、前向きに事例をいろいろ参考にして、至急取り組みをお願いしたいと思います。

それから指定管理者制度につきまして、せっかく勝幡・草平が指定管理者制度を導入しているということですが、そのメリットがまだ生かし切れていないということですが、すぐにでも、もう9月から導入しなければいけないという時期ですので、やはり直ちに実験的にいろいろなチャレンジをすべきだと思うんです。ですから、その旨も福祉協議会の方に、福祉協議会の方にお話はしたりしましたが、まだまだ指定管理者制度とは一体どういったものかということが、市の職員も福祉協議会の方もまだまだ勉強不足ということはあるかもしれませんが、そういったことを福祉協議会の方にお話しされて、前向きに何か取り組んでいただくような方向性は出せないでしょうか。

### ○保健・福祉部長（中野正三君）

今、私どもが社会福祉協議会に委託をしておるもの、これは事業として向こうの定款に上がっておるものは、今の児童館と福祉作業所だと思っております。そのうちで児童館の部分が指定管理者という、とりあえず定款に、今の16年12月にお願いをした部分が指定管理ということなんです。今御指摘の9月云々という話でございますけど、それは福祉作業所の部分が、今これは立田の福祉作業所と、それから佐織の福祉作業所が社会福祉協議会の方へ旧の自治法上での委託という形になっております。これを直営にするか、引き続いて委託ということであれば指定管理にするか、それを他の施設も含めて、これは福祉部ばかりではございませんが、市全体の中でこの施設の管理の状況を今洗い出しといいますか、方向性を見出しているというところでございます。

### ○3番（吉川三津子君）

そういった全体のことを言っているのではなくて、今、児童館が既に指定管理者制度になっているものですから、私が思うのは、福祉協議会の方もこれから自立した団体にならなければいけないので、やはりそういった指定管理者制度を生かしながら、そこで収益を生むという努力もしてもらわないと、やはり市の財政にもかかわってくることなんです。そういったことは直ちにできることですので、いろんなアイデアを使って、指定管理者制度を生かした児童館運営にチャレンジをしていただきたいという意味で申し上げましたので、その旨は福祉協議会の方にお伝えいただければ結構かと思っておりますので、ぜひその取り組みを早くお願いしたいと思っております。

また、この指定管理者制度につきましても、評価をどうするかということは、行政評価システムにもかかわってまいりますので、丸投げした部分については評価ができないということでは困りますので、その点もそういった指定管理者制度を使った施設についてはどのような評価をしていくか、そういった面についてはしっかりと審議をお願いしたいと思います。それにつ

いてはお願いということで、よろしくお願ひいたします。

それから、あと指定管理者制度の手續条例の件ですけれども、指定管理者制度の趣旨は公募が原則であります、こういった公募が原則で行われるのか。あと手續条例というのは情報公開とかいろんな問題が絡んでくると思ひますけれども、公募の部分についてのみどうされるのか、もし決まっておれば教えてください。

**○企画部長（石原 光君）**

今御質問いただきました公募の関係については、どうするか、現時点ではまだ決めておりません。

**○3番（吉川三津子君）**

産業廃棄物について、辻清掃の件は後でお伺ひいたしますが、西日本工業の廃炉問題につきましては、廃棄物処理法と炉の解体ということで、法のぽっかりあいた空間でありますので、これは愛西市としてきちっと県の方に文書なり何なりで、こういったことをしてほしいということの要望を上げていかないと、なかなかこういった部分というのは改まっていけないのですが、その点についてお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

炉の廃止につきましては、翠川議員の言われるとおり、県に届け出をし、焼却炉台帳については抹消されておるのが現状でございます。解体などの届け出は労働基準監督署に届け出ることになっており、その確認について今はできていないのが実情でございます。今後、県などによく確認をいたしまして、労働基準監督署と連携し、解体時の届け出などがきちんとされるのか確認できるよう、また連携して行うような要望などをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○3番（吉川三津子君）**

ぜひこれは文書できちっと、法のすき間があるということの指摘を県の方にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは最後に、辻清掃について何点かお聞きしたいと思ひますけれども、これ、以前立田村で野焼きをしておりまして、それが焼却炉をつくりなさいということで佐屋町の方に行ってしまったんですけれども、操業当初から何度か私も現場を見に行っておりまして、黒煙等で佐屋の環境課長さんも大変苦勞されたということは私もよく存じ上げておりますが、この公害防止協定ですけれども、これを破って手續がここまで進んでしまっている現状で、もし地元の方たちが協定を結ばないというようなことを言った場合、公害防止協定の解釈からすると、操業ができないということになるんですけれども、そういった場合も根気強く市としては業者等を指導して、公害防止協定を結ぶような指導をしていってくださるのでしょうか。

**○副議長（渡辺治雄君）**

ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

○市民生活部長（藤松岳文君）

先ほども申し上げましたように、業者にも地元住民の同意をいただくよう、またそれ以後でないと操業していただかないように申し入れをいたしていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（吉川三津子君）

そうすれば、市としては、住民の結んだ公害防止協定を重視し、市民とともに公害防止協定を守らせていくスタンスで行くというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○市民生活部長（藤松岳文君）

はい。市としては住民第一と思って進めております。よろしくお願いいたします。

○3番（吉川三津子君）

先ほど真野議員の方に、し尿関係の許可・不許可の問題が出まして、私の先日の質疑は一体何だったんだろうというような答弁で、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思いますけれども、質疑の中で、私は、環境省が出した平成14年5月の通達におきまして、役員がこういった不祥事を起こして役員を退いた場合でも、きちんと業者には不許可なり何なり、行政処分をなさいということがうたわれているということ。それから、法の確定がしなくても、個人でそういうことをしたと認めているという事実があるんですから、その事実のもと、きちんと許可・不許可の決定をなさいということ、私はそういう文書が環境省から出ておりますというお話をいたしました。きょうの答弁ですと、県もできないと言っているから、愛西市もしないんだということですが、きのうの私の発言の確認というか、それはどういうふうにされたのか、また県からはどういった方がそういったようなお話をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市民生活部長（藤松岳文君）

昨日のお話でございましたので、私どもの不勉強もございました。海部事務所の方に確認もいたしておりますが、そのようなことを海部事務所の環境保全課の方でも認識していなかったというのが現状でございましたので、いま一度勉強させていただいて、現段階の方針を申し上げただけでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○3番（吉川三津子君）

やはりその辺はきちっとした御答弁をいただかないと、傍聴者の方もいらっしゃいますので、その辺気をつけて御答弁をいただきたいというふうに思います。

海部事務所の方に確認ということでしたけれども、もう少し本庁なり、本庁だけでなく、法律の解釈というのはいろいろあるものですから、しっかりと県の解釈、それから環境省の解釈、そういったものも確認して、市としてどうするのか。最後は多分法解釈は市の判断だと思いますので、その辺をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

辻清掃につきましては、公文書公開等いろいろさせていただきまして、地元の方々からも今

までの手続の方を聞いておりますけれども、いろんな文書で日にちが違っていたりとか、いろんな事実が見つかっております。それは過去のことで今さら言っても仕方がない部分もあると思いますけれども、愛西クリーンの社長が、先ほど申しましたように辻清掃にいらっしゃった方ですので、辻清掃のこういった公害防止協定の事情もよくわかっていらっしゃって、全く同じ公害防止協定を持参されていらっしゃるということから、こういった譲渡に関してはこういった手続が必要だということは、以前から私は御存じではなかったのかなというふうに思っています。そういったことを踏まえて、私は先ほど部長の方から地元の意見を重視してというお話を聞いて大変安心しておりますけれども、やはり集中的に個人の方が被害を浴びるというのが多いんです。あの近くの農家、田畑を持っていらっしゃる方とか、風向きでそういった被害を受ける方、特定されてきてしまうんですね。ですから、そういった方たちの声というのはなかなか届きにくいんですけれども、私ずうっと産廃問題にかかわってまいりまして、なかなかそういった声が周辺の方々に受け入れられないんですけど、結果的に最後はやはりその人たちのおっしゃっていたことが正しいということに、今までずうっと私が経験してきた中からそういったことになっておりますので、いろんな声を集めていただくことと、その小さな声が県の許可・不許可を変えていくんです。欠格要件とか経済的基盤、おそれ条項、そういったものを、地元の小さな情報で変わっていきますので、そういった窓口としてぜひ頑張ってくださいと思いますが、その点いかがでしょうか。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

吉川議員、いろいろ勉強もされておりましたよよくわかってみえると思いますが、産業廃棄物処理法、その中で愛西市がやれることを精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○3番（吉川三津子君）**

最後にお聞きしたいのは、佐屋町が振動とか騒音だけ、多分あってもしょうがないと言ったら申しわけないんですけれども、そんな公害防止協定しか佐屋町の方は結んでいなかったわけですけれども、今後、愛西市が公害防止協定に対してどんなお考えをお持ちなのか、地元が皆同意しなければ、納得しなければ結ばないというのであるのか、その辺、市として公害防止協定に対する考え方を最後にお聞きしたいです。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

やはり地元の同意がなければ市としては同意しないということで、現在考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○3番（吉川三津子君）**

すみません、最後と言ひながら、最後にもう一言言わせていただきます。

地元同意を優先されるということで、ぜひその辺の地元の声をよく聞いていただきたいと思ひますが、あと公害防止協定も、結ぶとなれば、それをもとに動く体制が必要になってまいります。内容の吟味等も大変重要になってくると思ひますので、その辺もぜひ慎重にしてくださいということでお願ひして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（渡辺治雄君）

これで第3番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（渡辺治雄君）

お諮りをいたします。本日の会議はこれにとどめ、散会をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、あすは午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さんでございました。

午後5時06分 散会